

国会

法律番号: 87/2015/QH13

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ、2015年11月20日

国会及び人民評議会による監察活動に関する法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、

国会は国会及び人民評議会による監察活動に関する法を公布する。

第一章

総則

第1条 適用範囲

この法律は、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、国会議員団、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の小委員会、人民評議会の議員小グループ、人民評議会議員其々による監察活動、及び監察を受ける機関・組織・個人及び監察活動に関連する他の機関・組織・個人の責任について定める。

第2条 定義

この法律において、以下の用語は次のとおり解されるものとする。

1. 「監察」とは、監察主体が監察を受ける機関・組織・個人の任務・権限の遂行における憲法・法律の遵守について監視・チェック・評価し、権限の範囲内で処分を行い、又は所管機関に要求・建議し、処分を求めることである。
2. 「監察主体」とは、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、国会議員団、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の小委員会、人民評議会の議員小グループ、人民評議会議員のことである。
3. 「最高監察」とは、国会が監察を受ける機関・組織・個人の任務・権限の遂行における憲法・法律の遵守について監視・チェック・評価し、権限の範囲内で処分を行い、又は所管機関に要求し処分を求めることである。最高監察は、国会会期に行われる。
4. 「テーマ別監察」とは、監察主体が監察を受ける機関・組織・個人の憲法・法律の遵守における事項又は活動について監視・チェック・評価することである。
5. 「国会による監察」とは、国会による最高、国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員による監察のことである。

6. 「人民評議会による監察」とは、人民評議会の会期で行われる人民評議会による監察、人民評議会常務会・人民評議会の小委員会・人民評議会の議員小グループ・人民評議会議員による監察のことである。
7. 「質疑」とは、国会議員が国家出席、国会議長、政府首相、政府の大臣、政府の他の構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長の責任に属する事項を、人民評議会議員が同級人民委員会、同級人民裁判所長官、同級人民検察院院長、同級人民委員会の機関の責任に属する事項を挙げ、当該事情について自らの責任について回答を求めることである。
8. 「説明」とは、機関又は個人が、この法律の定めるところにより、監察主体の要求に従って分担される任務・権限の遂行における自らの責任について明確に述べることである。

第3条 監察活動の原則

1. 憲法及び法令を遵守する。
2. 客観性・公開性・明瞭性・効率性を保障する。
3. 監察を受ける機関・組織・個人による通常の活動を妨げない。

第4条 国会の監察権限

1. 国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、国会議員団及び国会議員の監察権限は、以下のとおりのもとする。
 - a) 国会は、憲法、法律、国会の決議の施行について最高監察を行う。国家主席、国会常務委員会、政府、政府首相、政府の大臣、政府の他の構成員、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院、及び国会に設立される他の機関の活動について最高監察を行う。国家主席、国会常務委員会、政府、政府首相、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長による法律規范文書について最高監察を行う。国会常務委員会と政府又はベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院院長との共同通達、大臣又は省同格機関の長と最高人民裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達について最高監察を行う。
 - b) 国会常務委員会は、憲法、法律、国会の決議、国会常務委員会令、国会常務委員会の決議の施行について監察を行う。政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会に設置される他の機関、省級人民評議会の活動について監察を行う。政府、政府首相、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長による法律規范文書について監察を行う。政府とベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院院長との共同通達、大臣又は省同格機関の長と最高人民

裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達、省級人民評議会の決議について監察を行う。国会の分担に基づき、最高監察権の行使について国会を補佐する。

c) 民族評議会及び国会の各委員会は、自らの任務・権限の範囲内において、憲法、法律、国会の決議、国会常務委員会令、国会常務委員会の決議の施行について監察を行う。政府、省同格機関、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会に設置される他の機関の活動について監察を行う。政府、政府首相、政府の大臣、省同格機関の長、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院長による法律規範文書について監察を行う。民族評議会及び当該委員会の所管分野に属する政府とベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院院長との共同通達、大臣又は省同格機関の長と最高人民裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達、省級人民評議会の決議について監察を行う。国会又は国会の各委員会の分担に基づき、監察権の行使について国会及び国会常務委員会を補佐する。

d) 国会議員団は、国会議員団としての監察活動を行うと共に、当該団に属する国会議員が地方において監察活動を行うための体制を整える。国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会の監察団と連携し監察を行う。

dd) 国会議員は、国家主席、政府首相、政府の大臣、政府の他の構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長に対して質疑を行う。自らの任務・権限の範囲内に属する法律機関文書、法律の遵守について監察を行う。国民の不服申立、告訴、建議に対する対応について監察を行う。要求がある場合、政府の各省庁・分野・地方における国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会の監察団に参加し、監察を行う。

2. 必要と判断された場合、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会は、他の機関・組織・個人の活動について監察を行う。

第5条 人民評議会の監察権限

1. 人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の小委員会、人民評議会の議員班、人民評議会議員の監察権限は、以下のとおりのもとする。

a) 人民評議会は、地方における憲法・法律の施行及び人民評議会の決議の実施について監察を行う。人民評議会常務会、同級の人民委員会・人民裁判所・人民検察院・民事事件判決執行機関、自らの各小委員会の活動について監察を行う。同級の人民委員会の決定及び直接下級の人民評議会の決議について監察を行う。

b) 人民評議会常務会は、地方における憲法・法律の施行及び人民評議会の決議の実施について監察を行う。同級の人民委員会・人民評議会に属する機関・人民裁判所・人民検察院・民事事件判決執行機関・下級の人民評議会の活動について監察を行う。同級の人民委員会の決定及び

直接下級の人民評議会の決議について監察を行う。人民評議会の分担に基づいて、監察権の行使について人民評議会を補佐する。

c) 人民評議会の小委員会は、同級の人民裁判所・人民検察院・民事事件判決執行機関の活動に対する監察について人民評議会を補佐する。小委員会の担当分野に属する同級の人民委員会・人民委員会の機関の活動について監察を行う。小委員会の担当分野に属する法律機関文書について監察を行う。

d) 人民評議会の議員小グループは、地方における憲法・法律の施行、当該地方の上級国家機関の法律機関文書の実施、当該人民評議会の決議の実施、又は人民評議会・人民評議会常務会に分担される事項について監察を行う。

dd) 人民評議会議員は、人民委員会委員長、他の人民委員会構成員、同級の人民裁判所長官、同級の人民検察院院長、同級人民委員会の機関の長に対して質疑を行う。自らの任務・権限の範囲内において憲法・法律の遵守について監察を行う。住民の不服申立、告訴、建議に対する対応について監察を行う。

2. 必要と判断された場合、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の小委員会は、地方の他の機関・組織・個人の活動について監察を行う。

第6条 監察主体の責任

1. 国会は、マスコミュニケーション及び国会議員による有権者との面会を通じて、自らが行う最高監察活動について全国の有権者に報告する。

2. 国会常務委員会は、自らが行う監察活動について国会に対して責任を負い、報告する。

3. 民族評議会及び国会の委員会は、自らが行う監察活動について国会及び国会常務委員会に対して責任を負い、報告する。

4. 国会議員団は、自らが行う監察活動について国会常務委員会に対して責任を負い、報告し、当該団に属する国会議員が行う監察活動について国会常務委員会に報告する。

5. 国会議員は、自らが行う監察活動について地方の有権者に対して責任を負い、面会を通じて地方の有権者に報告する。

6. 人民評議会は、マスコミュニケーション及び人民評議会議員による有権者との面会を通じて、自らが行う監察活動について地方の有権者に報告する。

7. 人民評議会常務会は、自らが行う監察活動について人民評議会に対して責任を負い、報告する。

8. 人民評議会の小委員会は、自らが行う監察活動について人民評議会及び人民評議会常務会に対して責任を負い、報告する。

9. 人民評議会の議員小グループは、自らが行う監察活動について人民評議会常務会に対して責任を負い、報告し、当該小グループに属する議員が行う監察活動について人民評議会常務会に報告する。

10. 人民評議会議員は、自らが行う監察活動について地方の有権者に対して責任を負い、面会を通じて地方の有権者に報告する。

11. 本条に定められる監察主体は、自らの監察報告・決議・結論・要求・建議について責任を負う。

第7条 監察を受ける機関・組織・個人の責任

1. 監察を受ける機関・組織・個人は、監察主体の監察計画・内容・要求を実施し、国家機密に関する法律が定めるところにより当該監察主体がアクセスできない国家機密の情報ではない限り、自らの任務に関する情報を提供し、監察権を持つ機関・個人からの要求に従って忠実・客観的・十分かつ迅速に報告し、国会・国会常務委員会・人民評議会の監察決議を遵守し、民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員・人民評議会常務会・人民評議会の小委員会・人民評議会の議員小グループ・人民評議会委員の結論・建議を実施しなければならない。

2. 政府、政府首相、最高人民裁判所、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長、政府の大臣、省同格機関の長は、自らが公布する法律規正文書を署名日から3日以内に国会常務委員会及び関連する民族評議会・国会の委員会に送付する責任を負う。

省級人民評議会は、自らが公布する決議を署名日から3日以内に国会常務委員会に送付する責任を負う。

県級人民評議会は、自らが公布する決議を署名日から3日以内に省級人民評議会常務会に送付する責任を負う。

村級人民評議会は、自らが公布する決議を署名日から3日以内に県級人民評議会常務会に送付する責任を負う。

人民委員会は、自らが公布する決定を署名日から3日以内に同級人民評議会常務会及び当該人民評議会の関連する小委員会に送付する責任を負う。

3. 監察を受ける個人及び機関・組織の長は、監察主体に要求される事項について直接報告・説明する責任を負う。直接報告・説明することができない場合、副級の者に委任する。

4. 監察主体は、監察を受ける機関・組織・個人は、監察主体の決議・結論・要求・建議を実施しない又は実施を妨げる行為をする場合、所管機関・組織に対して処分を求める。監察主体は、違反行為の性質及び程度に基づき、監察を受ける機関・組織の長、監察を受ける個人、及び他の関連する者に法律の定めに従って処分を下すよう所管機関・組織に対して要求・建議する。

第8条 監察を受ける機関・組織・個人の権利

1. 監察計画、監察内容、監察に関して報告・説明が求められる事項について事前に通知される。

2. 監察主体の決議、結論、要求、建議に関する、自らの任務・権限範囲内に属する政策及び法律の実施について、妥当性を説明・主張する。

3. 監察主体に対して、自らの機関・組織・部署の活動に関する監察の結論・要求・建議について再検討を求める。監察の結論・要求・建議について不服の場合、自らで又は所管機関・組織の長を通じて国会、国会常務委員会、人民評議会、人民評議会常務会に対して当該結論・要求・建議の再検討を求める。

第9条 監察への機関・組織・個人の参加

1. ベトナム祖国戦線委員会及びベトナム祖国戦線の構成組織は、監察活動に招かれることができる。
2. 監察主体からの要求がある場合、関連する機関・組織・個人は監察活動に参加する責任を負う。

第10条 監察の効果

1. 国会及び人民評議会による監察活動は、国家権力機関による監察活動である。
2. 国会による監察活動は、国会による最高監察、国会常務委員会・民族評議会・国会の各委員、国会議員団、国会議員による監察の効果を通じて、その効果が保障される。
3. 人民評議会による監察活動は、人民評議会会合における監察活動、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会の議員小グループ、人民評議会議員による監察の効果を通じて、その効果が保障される。

第2章

国会の監察

第1節 国会の最高監察活動

第11条 国会の最高監察諸活動の内容

1. 国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会により設置される他の機関の業務報告書及び本法第13条に定める他の報告書を検討する。
2. 本法第4条1項a号に定める法律規范文書について、憲法・法律・国会の決議に反する兆候があるものを検討する。
3. 本法第4条1項dd号に定める質疑を受ける者による質疑応答を検討する。
4. テーマ別監察報告書を検討する。
5. 特定問題に関して調査するために国会により設置される臨時委員会の報告書を検討する。
6. 国会により選任又は承認された職位を有する者に対して信任度投票・信任投票を実施する。
7. 国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員団及び国会議員の監察建議に関する国会常務委員会の報告書を検討する。

第 12 条 国会の監察計画

1. 国会常務委員会は、民族評議会、国会の委員会、国会議員団、国会議員の提案及び全国の有権者の意見・建議に基づき国会の年次監察計画案を起案し、国会が前年度の年央会期で審議・決定するよう国会に上程する。

民族評議会、国会の各委員会、国会議員団、国会議員、ベトナム祖国戦線中央委員会は前年度の 3 月 1 日までに、国会の監察内容に関する提案・建議を国会常務委員会に送付する。監察提案・建議に、監察の必要性、内容、範囲、対象を明記しなければならない。

国会事務総長は、監察提案・建議の収集、とりまとめを行い、国会常務委員会に報告する。国会常務委員会は審議し、国会の監察計画案を立案し、国会に上程する。

2. 国会は以下の手順により年次監察計画を審議し、決定する。

a) 国会常務委員会が国会の年次監察計画案に関する上程書を陳述する。

b) 国会が審議する。

c) 国会が国会の年次監察計画に関して決議を制定する。

3. 本法第 16 条に定める場合を除き、国会常務委員会は国会の監査計画に関してスケジュールを作成し、実施する。必要に応じて、国会閉会中、国会常務委員会は国会の監察計画を調整することができ、次の会期に国会に報告する。

4. 国会常務委員会は、次年度年初の会期において、国会の年次監察計画の実施結果を報告する。国会は、国会の年次監察計画の実施結果について審議することができる。

第 13 条 報告書の検討

1. 国会は以下の報告書を検討する。

a) 国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院及び国会により設立される他の機関の年次業務報告書

b) 国家主席、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院及び国会により設置される他の機関の任務業務報告書

c) 経済・社会に関する政府の報告書、国家予算の実施・国家予算の決算に関する政府の報告書、憲法・法律・国会の決議の施行状況に関する政府の報告書、不服申立・告訴告発の解決に関する政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の報告書、汚職防止事業に関する政府の報告書、節約実行・浪費防止に関する政府の報告書、犯罪及び法律違反の防止事業に関する政府の報告書、判決執行業務に関する政府の報告書、男女平等の国家目標の実現に関する政府の報告書

d) 法律の定めるところによるその他のいくつかの分野における法律施行に関する報告書

dd) 国会の決議又は国会常務委員会の提案に基づく他の報告書

2. 報告書の検討時期は以下のとおりに定められる。

- a) 年末会期において、国会は本条 1 項の a 号及び c 号に定める報告書を検討し、審議する。年央会期において、これらの機関は国会議員に報告書を送付し、必要に応じて国会はこれを検討し、審議する。
 - b) 任期末の会期において、国会は本条 1 項 b 号に定める報告書を検討し、審議する。
 - c) 本条 1 項 d 号に定める報告書の検討時期は、法律の定めるところによる。
 - d) 本条 1 項 dd 号に定める報告書の検討時期は、国会の決議又は国会常務委員会の提案によるものとする。
3. 国会常務委員会の業務分担に基づいて、国会常務委員会・国家主席・民族評議会・国会の各委員会の報告書を除き、民族評議会・国会の委員会は、本条 1 項に定める各報告書を審査する。
4. 国会は以下の手順により報告書を検討し、審議する。
- a) 報告書を提出した機関の長は報告書を発表する。
 - b) 民族評議会議長又は国会の委員会の委員長は審査報告書を陳述する。
 - c) 国会は報告書について審議し、意見を提示する。必要に応じて、報告書は国会議員の小グループにおいて審議されることがある。
 - d) 報告書を提出した機関の長は、国会議員が関心を有する事項について説明を補足することができる。
 - dd) 国会は報告書を提出した機関の業務に関して決議を制定することについて検討し、決定する。
5. 報告書を提出した機関の業務に関する決議は以下の基本的な内容を含まなければならない。
- a) 達成した成果、問題点・不備な点及びその原因に関する評価、報告書を提出した機関及びその長の責任
 - b) 問題点・不備な点を克服するための期限
 - c) 機関・個人の施行責任
 - d) 監察に関する決議の実施結果の報告責任

第 14 条 憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある法律規范文書の検討

1. 国会は、国会常務委員会の提議に基づいて、憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある国家主席・政府・政府首相・最高人民裁判所裁判官評議会・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長の法律規范文書、政府及びベトナム祖国戦線中央委員会委員長団の共同決議、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官の共同通達、省庁の大臣・省同級機関の長及び最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の共同通達を検討する。

国会は、国家主席の提議に基づいて、憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある国会常務委員会及びベトナム祖国戦線中央委員会理事会の共同決議を検討する。

国家主席、政府、民族評議会、国会の委員会、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会、当該戦線の構成員である組織の中央機関又は国会議員は、国会に上程し、国会による検討・決定を受けるために、国会常務委員会に対して、憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある法律規范文書に関する提議を送付する権利を有する。国会常務委員会の法令・決議、国会常務委員会及びベトナム祖国戦線中央委員会理事会の共同決議に憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある場合、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会、当該祖国戦線の構成員である組織の中央機関又は国会議員は、国会に上程し、国会による検討・決定を受けるために、国家主席に対して提議を送付する権利を有する。

法律委員会は、憲法に反する兆候がある法律規范文書に関する提議を審査する責任を負う。

民族評議会、国会の委員会は、民族評議会、国会の委員会の担当分野に属する、法律・国会の決議に反する兆候がある法律規范文書に関する提議の審査を主宰し、連携する責任を負う。

2. 国会は以下の手順により、憲法・法律・国会の決議に反する兆候がある法律規范文書を検討する。

a) 国会常務委員会又は国家主席は上程書を陳述する。

b) 審査機関の代表者は審査報告書を陳述する。

c) 文書制定機関の長は報告し、説明する。

d) 国会は審議する。

dd) 国会は法律規范文書の検討に関して決議を制定する。

3. 国会の決議は、法律規范文書が憲法・法律・国会の決議に反したか否かを判断しなければならない。法律規范文書が憲法・法律・国会の決議に反した場合、当該文書の一部又は全部の廃止を決定する。

第 15 条 国会会期における質疑の実施及びその質疑応答の検討

1. 質疑会議の前、国会議員は、質疑事項、質疑を受ける者を質疑票に記し、及び国会常務委員会に送付する。

2. 会期次第、有権者の意見・建議、社会に注目されている問題及び国会議員の質疑票に基づいて、国会常務委員会は質疑テーマ及び質疑を受ける者について、国会が決定するよう上程する。

3. 国会会期において、質疑は以下の手順により行われる。

a) 国会議員は質疑事項を述べる。具体的な画像、映像、証拠物により説明情報を提供することができる。

b) 質疑を受ける者が国会議員の質疑事項に直接かつ十分に回答しなければならず、代わりに質疑に回答することを他人に委任してはならない。問題にかかる責任、（あれば）対応措置及びその実施期間を明確にする。

c) 国会議員が応答の内容に同意しない場合、質疑を受ける者が応答するよう再度質疑する権利を有する。

d) 当該問題が自らの責任に属する場合、その者も国会議員の質疑に回答するよう、会議に招かれることがある。

質疑事項を述べる時間、回答時間は国会会期規程の定めるところに従うものとする。

4. 国会は以下の場合に書面による質疑応答を許可する。

a) 会議の質疑テーマに含まれない質疑事項の場合

b) 調査・確認が必要な質疑事項の場合

c) 会議の質疑テーマに含まれるが、当該会議において回答されなかった場合

質疑を受ける者は直接文面により回答しなければならない。質疑応答書は、質疑実施日から 20 日間以内に質疑した国会議員、国会常務委員会、国会議員団に送付され、国会の電子ポータルサイトに掲載される。ただし、法律の定める機密資料はこの限りでない。

質疑応答書を受領した後、国会議員が回答内容に同意しない場合、国会常務委員会に対して質疑事項を次回の国会常務委員会会議・国会会期において審議するよう提議し、或いは国会に対して質疑を受けた者の責任について検討するよう建議する権利を有する。

5. 国会は質疑に関する決議を制定する。質疑に関する決議は以下の基本的な内容を含む。

a) 質疑事項に関する質疑された者の任務遂行・権限行使の結果、責任、問題点・不備な点及びその原因についての評価

b) 問題点・不備な点を克服するための期限

c) 機関・個人の施行責任

d) 質疑に関する決議の実施結果の報告責任

6. 国会により決定される場合を除き、質疑会議はラジオ及びテレビで生放送される。

7. 会期開始日の 20 日前までに、質疑に応答した者は、質疑に関する国会の決議、前会期において誓約した諸事項の実施に関する報告書を国会議員及び国会常務委員会に送付する責任を負う。質疑に関する国会の決議、前会期において誓約した諸事項の実施に関する報告書は、国会の電子ポータルサイトに掲載される。

8. 任期半ばの年度の年末会期及び任期の最後の年度の年末会期において、質疑に関する国会の決議・国会常務委員会の決議、国会会期・国会常務委員会会議において誓約した諸事項の実施に関する政府の構成員による総括報告書、最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長及び質疑を受けた他の者の報告書を検討し、審議する。

第 16 条 国会によるテーマ別監察

1. 国会は、自らの監察計画に基づいて、国会常務委員会に提案されるテーマ別監察団の設置に関する決議を制定する。

国会のテーマ別監察団の設置についての決議は、監察の対象・範囲・内容、監察計画、監察団の構成、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものでなければならない。

監察団は、国会議長又は副議長 1 名が団長、国会常務委員会の複数の委員が副団長を務めて、団員は国会常務委員会の委員、民族評議会の代表、国会の委員会の代表、監察が行われる地方の国会議員団の代表、及び複数の国会議員からなる。ベトナム祖国戦線中央委員会の代表、ベトナム祖国戦線の構成機関の代表、及び他の専門家も監察団への参加を招かれることができる。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。

b) 国会が監察団設置に関する決議を制定した日から 20 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察を受ける機関・組織・個人と直接やり取りを開始する 10 日間前までに監察の日程・監察団の団員名簿を当該機関・組織・個人に通知する。

c) 監察の内容・計画のとおり監察を行い、地方又は機関・組織の現場で直接監察を担う団員を決める。

d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情についての説明を要求する。

dd) 必要と判断される事項について監察を受ける機関・組織・個人の報告書を検討し、鑑定を要求し、専門家のコンサルティングを受け、情報収集を行い、関係者の意見を聴取する。

e) 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

g) 監察が終了したとき、監察団は、次の国会会期で監察結果を国会に報告し、国会の検討を求める。

国会に報告する前に、監察団は監察結果を国会常務委員会に報告する。

3. 国会は、監察団の報告書を以下の手順により検討する。

a) 監察団は監察結果について報告する。

b) 監察を受ける機関・組織・個人は会議に招かれ、会議で説明する。

c) 国会が審議する。

監察団の代表は、審議中に関連事項を補足することができる。

d) 国会が監察テーマに関する決議を制定する。

4. テーマ別監察についての決議の主な内容は、以下のとおりとする。

- a) 監察テーマに関する結果・課題・課題の原因を評価し、監察を受ける機関・組織・個人及び関連する機関・組織の責任を述べる。
 - b) 課題の解決に必要な時間
 - c) 機関・組織・個人の施行責任
 - d) 当該決議の施行の結果報告責任
5. テーマ別監察についての決議は、監察を受ける機関・組織・個人及び関連する機関・組織・個人に送付される。
6. 国会任期 3 年目の年末会期及び任期最終年の年末会期において、監察を受ける機関・組織・個人は、国会のテーマ別監察についての決議の実施について国会に報告する。必要な場合、国会は再度の監察実施を決定する。

第 17 条 臨時委員会の報告書の検討

1. 必要と判断されたとき、民族評議会、国会の委員会、又は国会議員の 3 分の 1 以上の提案に基づいて、国会常務委員会は、国会が特定の事項について調査する臨時委員会を設置するよう、国会に上程する。国会議員の 3 分の 1 以上があることの確認は、国会組織法第 33 条の定めるところにより行われる。
2. 臨時委員会設置提案の検討は、以下の手順に従い行われる。
 - a) 国会常務委員会は、国会に臨時委員会設置提案を上程する。上程書では、理由、内容、調査対象、臨時委員会の委員、任務、権限を明確にするものでなければならない。
 - b) 国会が審議し、臨時委員会設置に関する決議を制定する。
3. 臨時委員会は以下の任務・権限を有する。
 - a) 調査計画を作成する。
 - b) 国会が臨時委員会設置に関する決議を公布した日から 10 日間以内に調査内容・計画を、また調査対象である機関・組織・個人と直接やり取りを開始する日の 5 日間前までに臨時委員会の日程・委員名簿を調査対象である機関・組織・個人に通知する。
 - c) 調査内容のとおり実施し、地方又は機関・組織の現場で直接監察を担う委員を決める。
 - d) 調査対象である機関・組織・個人に対して、書面による報告、調査内容に関する情報・資料の提供、臨時委員会が求める事情についての説明を要求する。
 - dd) 必要と判断される事項について鑑定を要求し、専門家のコンサルティングを受け、情報収集を行い、関係者の意見を聴取する。
 - e) 迅速に法律違反行為、調査内容に関する財産を移転させ、資料や証拠を破棄するような行為を差し止めるよう、権限のある機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求する。
 - g) 国会の臨時委員会設置決議が定める他の任務・権限を遂行する。

h) 調査が終了したとき、臨時委員会は、国会の次会期で調査結果を国会に報告し、国会の検討を求める。

国会に報告する前に、臨時委員会は調査結果を国会常務委員会に報告する。

4. 国会は、以下の手順に従い臨時委員会の調査結果を検討する。

a) 臨時委員会委員長が調査結果報告を発表する。

b) 国会が審議する。

審議中、臨時委員会の代表が関連事項について補足することができる。

c) 調査対象である機関・組織・個人は、国会に招かれ、国会で説明することができる。

d) 国会が調査結果に関する決議を制定する。

第 18 条 信任度投票実施

1. 国会は、以下の職位を有する者に対して信任度投票を実施する。

a) 国家主席、国家副主席

b) 国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会の委員長

c) 政府首相、政府副首相、大臣、政府のその他の構成員

d) 最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長

2. 信任度投票は国会会期において以下の手順により実施される。

a) 国会常務委員会が、信任度投票を実施される者の名簿を国会が決定するよう、国会に上程する。

b) 国会が無名投票の形で信任度投票を実施する。

c) 国会常務委員会が、信任度投票実施の結果承認決議を国会が承認するよう、国会に上程する。

3. 信任度投票を実施された者が国会議員総数の過半によって低信任票と評価された場合、辞職を申し出ることができる。

信任投票を実施された者が国会議員総数の 3 分の 2 以上によって低信任と評価された場合、国会常務委員会は国会に信任投票を提案する。

4. 同条が定める場合以外の国会によって選出又は承認される職位を有する者に対する信任度投票実施は、国会の決議が定める期間、時期、手順に沿って行われる。

第 19 条 信任投票

1. 国会は、以下の場合において国会によって選出又は承認される職位を有する者に対して信任投票する。

a) 国会常務委員会が提案した場合

b) 国会議員総数の 2 割以上から書面による意見がある場合

c) 民族評議会又は国会の委員会から建議がある場合

d) 信任度投票を実施された者が、国会議員総数の 3 分の 2 以上によって低信任と評価された場合

2. 国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票は、以下の手順に従い国会会期で行われる。

- a) 国会常務委員会が国会に対して信任投票について提案する。
 - b) 信任投票の対象者が自らの意見を述べる。
 - c) 国会議員団で審議が行われる。
 - d) 国会常務委員会は国会議員団の審議結果について国会に報告する。
 - dd) 国会は、無名投票の形で信任投票を行う。
 - e) 国会常務委員会は、信任投票結果承認決議を国会が承認するよう、国会に上程する。
3. 信任投票された者が国会議員総数の過半によって不信任票を投票された場合、辞職を申し出ることができる。辞職しない場合、国会が当該職位に選出又は承認するよう推薦する権限を有する機関又は者は、国会がその者の罷免・解任を検討・決定する或いは解任・降格提案を承認するよう上程する責任を負う。
4. 同条が定める場合以外の国会によって選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票は、国会の決議が定める手順に沿って行われる。

第 20 条 国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員の監察建議について国会常務委員会の報告書の検討

1. 監察を受ける機関・組織・個人が国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員の監察結論・建議を実施しない場合、民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員は国会常務委員会に対して、その旨を国会に報告し、国会の検討・決定を求めることを建議する権利を有する。
2. 国会は、以下の手順により、国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員の監察建議について国会常務委員会の報告書を検討する。
- a) 国会常務委員会の代表が報告内容を陳述する。
 - b) 監察を受ける機関・組織・個人は説明することができる。
 - c) 国会が審議する。
 - d) 国会が建議事項に関する決議を制定する。

第 21 条 監察結果の検討における国会の権限

監察結果に基づいて、国会は以下の権限を有する。

1. 国会常務委員会、政府、政府首相、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長に対して、憲法・法律・国会の決議の細則を定める法律規范文書の制定を要求する。

2. 憲法・法律・国会の決議に反する政府・政府首相・最高人民裁判所裁判官評議会・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長の法律規范文書、国会常務委員会又は政府とベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院院長との共同通達、省庁の大臣又は省同格機関の長と最高人民裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達を全体又は一部廃止する。
3. 国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会の委員長、政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家選挙評議会議長、国家会計検査院院長、国会に設置される他の機関の長を解任・罷免し、政府副首相、政府の大臣、省同格機関の長、最高人民裁判所裁判官の解任・降格の提案を承認する。
4. 国会により選出又は承認される職位を有する者に対して信任投票を行う。
5. 深刻な法律違反行為があった者の解任、罷免又は降格若しくは処分について、権限を有する機関・個人に要求する。
6. 質疑、テーマ別監察の結果、及び他の国会の権限に属する事項に関する決議を制定する。

第 2 節 国会常務委員会の監察活動

第 22 条 国会常務委員会の監察活動の内容

1. 国会閉会中に、国会の指示又は国会常務委員会の必要に基づいて、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会により設置される他の機関の業務報告書及び本法第 13 条 1 項の定める他の報告書を検討する。
2. 本法第 4 条 1 項 b 号に定める法律規范文書について、憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候があるものを検討する。
3. 国会閉会中に、本法第 4 条 1 項 dd 号に定める質疑を受ける者による質疑応答を検討する。
4. テーマ別監察活動を行う。
5. 省級人民評議会の活動報告書、憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反する兆候がある省級人民評議会の決議を検討する。
6. 国民の不服申立て・告発に対する解決を監察する。
7. 有権者の建議に対する解決を監察する。
8. 国会議員及び人民評議会議員の選挙を監察する。
9. 民族評議会、国会の各委員会、国会議員団、国会議員の監察建議を検討する。
10. 国会により選出又は承認される職位の者に対する信任投票を建議する。

第 23 条 国会常務委員会の監察計画

1. 国会常務委員会は、国会の監察計画、民族評議会・国会の各委員会・国会議員団・国会議員・ベトナム祖国戦線中央委員会の提案、及び全国の有権者の意見・建議に基づいて、自らの年次監察計画案を決定する。

民族評議会、国会の各委員会、国会議員団、国会議員、ベトナム祖国戦線中央委員会は前年度の3月1日までに、国会常務委員会の監察計画に入れるべき監察提案を国会常務委員会に送付する。監察提案に、監察の必要性、内容、範囲、対象を明記しなければならない。

国会事務総長は、監察提案の収集、とりまとめを行い、国会常務委員会に報告する。

2. 国会常務委員会は以下の手順により年次監察計画を審議し、決定する。

a) 国会事務総長（国会事務局長）が国会常務委員会の年次監察計画案に関する上程書を陳述する。

b) 国会常務委員会が審議する。

c) 国会常務委員会が同委員会の年次監察計画に関して決議を制定する。

3. 国会常務委員会は、可決された監察計画に基づいて、詳細計画を決定し、実施を行う。国会常務委員会は監察計画の各項目の実施を同委員会委員に割り当て、一部の項目を民族評議会又は国会の各委員会に割り当て、民族評議会又は国会の各委員会に対して当該実施の結果報告を求める。国会常務委員会は監察計画の実施進捗及び実施を保障する措置を確保する。必要がある場合、国会常務委員会は自らの監察計画の調整を決定する。

国会常務委員会は、同委員会会議において自らの監察計画の実施について審議することができる。

4. 国会常務委員会は、次年度の年次会期において自らの年次監察計画の実施結果について報告する。

第 24 条 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会により設置される他の機関の報告書の検討

1. 国会常務委員会は、国会閉会中に、国会の指示がある場合又は必要と判断された場合、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会により設置される他の機関の業務報告書及び本法第 13 条 1 項に定める他の報告書を検討する。

2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、国会により設立される他の機関の報告書は、国会常務委員会に上程する前に、民族評議会又は国会の委員会で審議される。

3. 国会常務委員会は、以下の手順により報告書を検討する。

a) 同条 1 項の定める機関の長が報告書について陳述する。

b) 民族評議会議長又は国会の委員会の委員長が審査報告書を陳述する。

c) 会議に招かれた機関・組織の代表者が意見を述べる。

d) 国会常務委員会が審議する。

dd) 報告書を発表した機関の長が関連事項について説明を補足することができる。

- e) 必要と判断された場合、国会常務委員会は報告した機関の業務に関する決議を制定する。
- 4. 当該決議の内容は本法第 13 条 5 項の定めるところに従うものとする。

第 25 条 憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候がある中央国家機関の法律規范文書の検討

1. 国会常務委員会は、以下の場合のいずれかに該当する、憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候がある、政府・政府首相・最高人民裁判所裁判官評議会・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長の法律規范文書、政府及びベトナム祖国戦線中央委員会理事会の共同決議、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院院長の共同通達、省庁の大臣・省同級機関の長及び最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の共同通達を検討する。

- a) 当該法律規范文書に憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候を発見した場合
- b) 民族評議会、国会の委員会、国会議員からの提案がある場合
- c) 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会、同戦線の構成組織の中央機関からの提案がある場合

2. 国会の法律委員会は、憲法に反する兆候がある法律規范文書に関する提案を審査する責任を負う。

民族評議会、国会の委員会は、当該評議会又は委員会の担当分野に属する、法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候がある法規范文書に関する提案の審査を実施又は連携して実施する責任を負う。

3. 国会常務委員会は以下の手順により同条 1 項の定める法律規范文書を検討する。

- a) 提案があった機関・組織の代表者又は個人が説明する。
- b) 審査機関の代表者が審査報告書を陳述する。
- c) 会議に招かれた機関・組織の代表者が意見を述べる。
- d) 当該法律規范文書を制定した機関の長又は個人が関連事項について報告・説明する。
- dd) 国会常務委員会が審議する。
- e) 国会常務委員会が当該法律規范文書の検討結果に関する決議を制定する。

4. 決議では当該法律規范文書が憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反するか否かを明確にする。当該法律規范文書が憲法・法律・国会の決議に反する場合、当該文書の全体又は一部について施行を停止することを決定し、当該文書の全体又は一部の廃止について次会期で上程し、国会の決定を求める。当該法律規范文書が国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する場合、当該文書の全体又は一部を廃止する。

第 26 条 国会閉会中に開催される国会常務委員会会議における質疑の実施及びその回答の検討

1. 国会閉会中に、国会議員は質問票に質疑事項及び質疑を受ける者を記し、国会常務委員会に送付する。

国会常務委員会は、会議次第、有権者の意見・建議、社会に注目されている問題、及び国会議員の質疑票に基づいて質疑のテーマ・質疑を受ける者・時間を決定する。

2. 国会常務委員会会議において、質疑応答は以下の手順により行われるものとする。

a) 国会議員が質疑事項を述べる。具体的な画像、映像、証拠物により説明情報を提供することができる。

b) 質疑を受ける者は国会議員の質疑事項に直接かつ十分に応答しなければならない。代わりに質疑に回答することを他人に委任してはならない。問題にかかる責任、（あれば）問題点・不備な点の解決措置及びその実施期限を明確にする。

c) 国会議員が回答内容に同意しない場合、質疑を受ける者が回答するよう再度質疑する権利を有する。

d) 当該問題が自らの責任に属する場合、その者も国会議員の質疑に回答するよう、会議に招かれることがある。

質疑事項を述べる時間、回答時間は国会会期規程の定めるところに従うものとする。

3. 国会常務委員会は以下の場合に書面による質疑応答を許可する。

a) 会議の質疑テーマに含まれない質疑事項の場合

b) 調査・確認が必要な質疑事項の場合

c) 会議の質疑テーマに含まれるが、当該会議において回答されなかった場合

質疑される者は直接書面により回答しなければならない。質疑応答書は、質疑実施日から 20 日間以内に質疑した国会議員、国会常務委員会、国会議員団に送付され、国会の電子ポータルサイトに掲載される。ただし、法律の定める機密資料はこの限りでない。

回答書を受領した後、国会議員が回答内容に同意しないとき、次の国会常務委員会会議又は国会において審議されるよう提案し、若しくは国会常務委員会又は国会が質疑を受ける者の責任を検討するよう建議する権利を有する。

4. 国会常務委員会は質疑に関する決議を制定することができる。決議の内容は本法第 15 条 5 項の定めるところに従うものとする。

5. 質疑応答が実施される会議は、国会議員が参加できるよう、各省・中央直轄市に中継され、又テレビやラジオで生放送される。ただし、国会常務委員会が別段の旨を決定する場合はこの限りでない。

第 27 条 国会常務委員会によるテーマ別監察

1. 国会常務委員会は、自らの監察計画に基づいてテーマ別監察団の設置を決定する。

国会常務委員会のテーマ別監察団の設置についての決議は、監察の対象、範囲、内容、計画、監察団員、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものでなければならない。

監察団は、国会副議長又は国会常務委員会の委員 1 名が団長を務め、団員は民族評議会の代表、国会の委員会の代表、監察が行われる地方の国会議員団の代表、及び複数の国会議員からなる。ベトナム祖国戦線中央委員会の代表、ベトナム祖国戦線の構成機関の代表、及び他の専門家も監察団への参加を招かれることができる。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。

b) 監察団設置についての決議の制定日から 15 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察を受ける機関・組織・個人と直接やり取りを開始する 10 日前までに監察の日程・監察団の団員名簿を当該機関・組織・個人に通知する。

c) 監察の内容・計画のとおり監察を行い、地方又は機関・組織の現場で直接監察を担う団員を決める。

d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。

dd) 必要と判断される事項について監察を受ける機関・組織・個人の報告書を検討し、鑑定を要求し、専門家のコンサルティングを受け、情報収集を行い、関係者の意見を聴取する。

e) 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

g) 監察が終了した日から 15 日間以内に、監察団は、国会常務委員会が検討・決定するよう、国会常務委員会に監察結果を報告する。

3. 国会常務委員会は、監察団の報告書を以下の手順により検討する。

a) 監察団長は報告書を陳述する。

b) 会議に招かれた監察を受ける機関・組織・個人は意見を述べる。

c) 国会常務委員会が審議する。

審議中に、監察団の代表は関連事項を補足することができる。

d) 国会常務委員会がテーマ別監察に関する決議を制定する。

4. テーマ別監察についての決議の内容は、本法第 16 条 4 項の定めるところに従うものとする。

当該決議は、監察を受ける機関・組織・個人及び関連する機関・組織・個人に送付される。

第 28 条 省級人民評議会の業務報告書の検討

1. 省級人民評議会は業務について半期報告書と年次報告書を国会常務委員会に送付する。
2. 必要な場合、国会常務委員会は省級人民評議会の業務報告書の検討及びその報告を民族評議会又は国会の委員会に割り当てる。
3. 国会常務委員会は省級人民評議会の業務報告書について審議し、決議を制定する。
当該決議の内容は本法第 13 条 5 項の定めるところに従うものとする。

第 29 条 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反する兆候がある省級人民評議会の決議の検討

1. 国会常務委員会は、自らの判断若しくは政府首相の提案又は民族評議会・国会の委員会・国会議員の建議に基づいて、憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反する兆候がある省級人民評議会の決議を検討する。

民族評議会、国会の委員会は、国会常務委員会の指示に従って同項の定める決議について意見を準備する責任を負う。

2. 国会常務委員会は、以下の手順により省級人民評議会の決議を検討する。
 - a) 前項の定める機関・組織・個人の代表が提案又は建議を発表する。
 - b) 民族評議会議長又は国会の委員会委員長が意見を述べる。
 - c) 決議を制定した省級人民評議会議長が会議に招かれ、意見を求められる。
 - d) 国会常務委員会が審議する。
 - dd) 国会常務委員会が省級人民評議会の決議の検討に関する決議を制定する。

決議は当該省級人民評議会の決議が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反するか否かを明確にする。当該決議が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反する場合、当該決議の全体又は一部を廃止することを決定する。

第 30 条 不服申立・告発の解決に対する監察

1. 国会常務委員会は、不服申立・告発に対する解決を監察し、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の不服申立・告発の解決についての報告書を検討し、不服申立・告発の解決についてテーマ別監察団を設置し又は民族評議会・国会常務委員会に割り当てる。
2. 国民から不服申立・告発を受領したとき、国会常務委員会は当該不服申立・告発の内容確認、処理について指導する。必要な場合、権限を持つ機関・組織・個人に転送し、検討・解決を求める。

権限を持つ機関・組織・個人は法律の定めるところの期間内に検討・解決し、解決に係る決定を制定した日から 7 日間以内に国会常務委員会に報告しなければならない。解決結果に同意しない場合、国会常務委員会は直接上級の機関・組織に対して検討・解決及びその結果の報告を要求する権利を有する。

3.国会常務委員会は、権限を持つ機関・組織・個人が行った不服申立・告発の解決に関する民族評議会・国会の委員会・国会議員団・国会議員の報告・建議を検討する。

4. 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、国会常務委員会は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある者に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する。当該機関・組織・個人の対応について同意しない場合、国会常務委員会は直接上級の機関・組織の長に対して検討・解決を要求する。関連する機関・組織・個人は、国会常務委員会の要求を受領した日から 30 日間以内に、当該要求を実施し、国会常務委員会に報告する責任を負う。

第 31 条 有権者の建議の解決に対する監察

1. 国会常務委員会は、権限を持つ機関・組織・個人が行う有権者の建議の解決を監察し、権限を持つ各機関の有権者の建議の解決結果についての報告書をまとめ、国会に上程する責任を負う。

2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院及び権限を持つ他の機関は、有権者の建議の解決結果について国会常務委員会に報告する権限を持つ。

3. 国会常務委員会は、以下の手順により有権者の建議の解決についての報告書を検討する。

a) 前項の定める機関の代表が報告書について陳述する。

b) 国会常務委員会が審議する。

c) 会合の主宰者が結論を述べる。

4. 国会常務委員会は、国会に上程する有権者の建議の解決結果に対する監察報告書及び有権者の建議の解決に関する決議案の作成について指導する。

第 32 条 国会議員及び人民評議会議員選挙の監察

1. 国会常務委員会は、国会議員・各級人民評議会議員の選挙に関する監察計画の作成及び監察団の設置について、国家選挙評議会と連携する。

監察団員は国会常務委員会により決定されるものとする。

2. 監察団は地方における選挙を担う組織に対して監察を行い、監察結果について国会常務委員会及び国家選挙評議会に報告する。

国会常務委員会、国家選挙評議会は監察結果を検討し、選挙に係る法律の定めるところにより監察団の建議を権限範囲内で自らで解決し、又は当該建議を迅速に解決するよう、関連する機関・組織に要求する。

第 33 条 民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員の監察建議の検討

1. 監察を受ける機関・組織・個人が民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員の監察結論・建議を実施しない場合、民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員は国会常務委員会に建議し、国会常務委員会の検討・決定を求める権利を有する。
2. 国会常務委員会は、以下の手順により、民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員の監察建議を検討する。
 - a) 民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員は、監察を受ける機関・組織・個人が民族評議会、国会の委員会、国会議員団又は国会議員による監察の結論・建議を実施しないことについて報告する。
 - b) 監察を受ける機関・組織・個人が説明する。
 - c) 国会常務委員会が審議する。
 - d) 国会常務委員会が建議事項に関する決議を制定する。

第 34 条 国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票について国会に提案

1. 国会常務委員会の構成員は、国会により選出又は承認される職位を有する者であり、法律違反行為を行い又は割り当てられた業務を十分に遂行しないことにより国家の利益、組織・個人の法的権利・利益に深刻な損害を与えた者に対して国会が信任投票するよう、国会に上程することについて、国会常務委員会の検討・決定を提議する権利を有する。

提案書は、次の会議で国会常務委員会に上程されるよう、国会議長に送付されなければならない。

国会常務委員会は、以下の手順により信任投票について国会に上程することを検討・決定する。

- a) 国会常務委員会の構成員が信任投票に関する提案について陳述する。
- b) 国会常務委員会が審議する。
- c) 会合に招かれた機関・組織・個人が意見を述べる。
- d) 国会常務委員会が無記名投票で表決する。

国会常務委員会の構成員の 3 分の 2 以上が賛成するとき、国会常務委員会は、国会により選出又は承認される職位を有する者に対して国会が信任投票するよう、国会に上程する。

2. 国会により選出又は承認される職位を有する者又は信任投票を実施され、国会議員総数の 3 分の 2 以上によって低信任と評価された者に対する信任度投票について、国会議員総数の 2 割以上若しくは民族評議会又は国会の委員会から建議があるとき、国会常務委員会は国会が信任投票を実施するよう、国会に上程する。

国会常務委員会は、以下の手順により信任投票について国会に上程することを検討する。

- a) 国会常務委員会により割り当てられた機関の代表が国会議員の建議、信任度投票の実施結果について陳述する。或いは、建議がある民族評議会又は国会の委員会の代表が上程書について陳述する。
- b) 国会常務委員会が信任投票に関する建議について審議する。
- c) 会合に招かれた機関・組織・個人が意見を述べる。
- d) 国会常務委員会が、信任投票に関する国会上程書を可決する。

第 35 条 監察結果の検討における国会常務委員会の権限

監察結果に基づいて、国会常務委員会は以下の権限を有する。

1. 憲法・法律・国会の決議に反する政府・政府首相・最高人民裁判所裁判官評議会・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長の法律規范文書、政府とベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官との共同通達、省大臣又は省同格機関の長と最高人民裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達の全体又は一部について施行を停止し、当該文書の全体又は一部の廃止について次の国会で国会に上程し、検討・決定を求める。
2. 国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する政府・政府首相・最高人民裁判所裁判官評議会・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長・国家会計検査院院長の法律規范文書、政府とベトナム祖国戦線中央委員会理事会との共同決議、最高人民裁判所長官と最高人民検察院院長との共同通達、省庁の大臣又は省同格機関の長と最高人民裁判所長官又は最高人民検察院院長との共同通達の全体又は一部を廃止する。
3. 深刻な法律違反行為があった者の解任、罷免又は降格若しくは処分について、国会に建議し、又は権限を有する機関・個人に要求する。
4. 国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票について国会に建議する。
5. 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書に反する人民評議会の決議を全体又は一部廃止する。省級人民評議会が国民の利益に深刻な損害を与えた場合、当該評議会を解散させる。
6. 質疑、テーマ別監察の結果に関する決議を制定する。
定期的に 6 か月ごとに、質疑される者及び監察を受ける個人・組織は国会常務委員会の質疑に関する決議又はテーマ別監察に関する決議及び監察結論・要求・建議の実施結果を報告しなければならない。
7. 法律違反行為を迅速に差し止め、当該行為があった者の責任を問い、その者に処分を下し、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を迅速に回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求する。

第 36 条 監察活動の指導・調整・連携にあたる国会常務委員会の権限

1. 報告書の審査及び国会常務委員会の監察計画の一部の実施を民族評議会及び国会の委員会に割り当てる。
2. 民族評議会及び国会の委員会に対して、それぞれの監察プログラム・内容・計画についての年次報告を要求する。
3. 民族評議会及び国会の委員会に対して、それぞれの監察の内容・実施時期・場所が重複しないようにプログラム・計画・時期・場所の調整を要求する。
4. 民族評議会及び国会の委員会に対して、監察活動の質及び効率を保障するため、互いに連携して同様の地方・機関・部門において監察活動を実施することを要求する。

第3節 民族評議会及び国会の委員会の監察活動

第37条 民族評議会及び国会の委員会の監察活動の内容

1. 自らの担当分野又は国会常務委員会の指示に基づいて、本法第13条1項の定める政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院の報告書を検討する。
2. 本法第4条1項c号に定める法律規范文書について監察する。
3. テーマ別監察活動を行う。
4. 自らの担当分野に属する事項に関して説明を行う。
5. 国民の不服申立て・告発に対する解決を監察する。
6. 国会により選出又は承認される職位の者に対する信任投票を建議する。

第38条 民族評議会及び国会の委員会の監察計画

1. 民族評議会・国会の委員会は、国会の監察計画、国会常務委員会の監察計画、及び民族評議会・国会の委員会の構成員の意見に基づいて、自らの年次監察計画案を決定する。
2. 民族評議会常務会・国会の委員会の常務会は、年度末に次年度の監察計画案を作成し、民族評議会・国会の委員会に上程し、検討・決定を求め、実施を行う。必要な場合、監察計画を調整し、次の会議で民族評議会・国会の委員会に報告することができる。

第39条 報告書の審査

1. 民族評議会・国会の委員会は、国会常務委員会・国家主席・民族評議会・国会の委員会の報告書を除き、本法第13条1項の定める報告書を審査する。
2. 民族評議会・国会の委員会は、会議を開催し、以下の手順により報告書を審査する。
 - a) 報告書を作成した機関の長が報告書について陳述する。
 - b) 会議に招かれた機関・組織の代表が意見を述べる。
 - c) 民族評議会・国会の委員会が審議する。

- d) 民族評議会・国会の委員会が必要な事項について表決する。
 - dd) 会議の主宰者が当該会議でなされた発言の内容をまとめる。
3. 民族評議会・国会の委員会の審査報告書は、民族評議会・国会の委員会の構成員及び審査に参加した者の意見を反映させ、国会・国会常務委員会の会議で発表されるものとする。

第 40 条 中央の国家機関の法律規范文書に対する監察

1. 民族評議会・国会の委員会は、自らの任務・権限の範囲内で、民族評議会・国会の委員会の担当分野に属する法律規范文書の制定について、政府、政府首相、省庁の大臣、省同級機関の長、最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院長官を常時監視督促する責任を負う。
2. 民族評議会常務会・国会の委員会の常務会は、本法第 4 条 1 項 c 号の定める関連機関により送付される法律規范文書を受領したとき、当該文書の内容を確認・検査する責任を負う。憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候がある法律規范文書を発見した場合、民族評議会・国会の委員会に報告する。
3. 民族評議会・国会の委員会は、会議を開催し、以下の手順により、憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候がある法律規范文書を検討する。
 - a) 民族評議会常務会・国会の委員会の常務会が報告書について陳述する。
 - b) 当該文書を制定した機関・個人の代表が説明する。
 - c) 会議に招かれた機関・組織の代表が意見を述べる。
 - d) 民族評議会・国会の委員会が審議する。
 - dd) 会議の主宰者が当該会議でなされた発言の内容をまとめる。
 - e) 必要と判断される場合、民族評議会・国会の委員会が法律規范文書の検討について表決を行う。

法律規范文書が憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する場合、民族評議会・国会の委員会は当該文書を制定した機関・個人に、当該文書の改正、補足若しくは一部又は全体廃止を建議する。
4. 建議を受領した日から 30 日間以内に、機関・個人は検討・実施し、民族評議会・国会の委員会に通知しなければならない。

この期限を過ぎても当該文書を制定した機関・個人が建議を実施しない又は十分に実施しない場合、民族評議会・国会の委員会は国会常務委員会又は政府首相に、権限内で当該文書の一部又は全体について施行停止又は廃止することを建議する。
5. 法律規范文書の監察結果は国会常務委員会に報告されねばならない。必要な場合、民族評議会・国会の委員会は国会常務委員会に法律規范文書の監察に関する決議を制定することを建議する。

第 41 条 民族評議会・国会の委員会によるテーマ別監察

1. 民族評議会・国会の委員会は、自らの監察計画に基づいて、民族評議会常務会・国会の委員会の常務会に提案されるテーマ別監察団の設置を決定する。

監察団の設置についての決定は、監察の対象、範囲、内容、計画、監察団員、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものでなければならない。

監察団は、民族評議会議長又は副議長、若しくは国会の委員会の委員長又は副委員長が団長を務め、団員は民族評議会又は国会の委員会の構成員から最低限で3名と、監察が行われる地方の国会議員団の代表から成る。民族評議会・国会の委員会の構成員でない国会議員、関連機関・組織の代表も監察団への参加を招かれることができる。関連機関は、招かれる者が監察団に参加できるよう、条件を整える責任を負う。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。

b) 監察団設置についての決定を制定した日から 15 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察活動を開始する 10 日前までに監察の日程・監察団の団員名簿を監察を受ける機関・組織・個人に通知する。

c) 監察の内容・計画のとおり監察を行う。

d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。

dd) 必要と判断される事項について検討し、鑑定を要求し、専門家のコンサルティングを受け、情報収集を行い、関係者の意見を聴取する。

e) 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

g) 監察が終了した後、監察団は、民族評議会・国会の委員会に監察結果を報告し、民族評議会・国会の委員会の検討・決定を求める。

第 42 条 民族評議会・国会の委員会が設立した監察団の監察報告書の検討

1. 監察事項の性質及び内容に基づいて、民族評議会・国会の委員会は民族評議会・国会の委員会の会議を開いて、監察団の報告書を検討・審議する。

2. 監察団の報告書を以下の手順により検討する。

a) 監察団長は報告書を発表する。

b) 会議に招かれた監察を受ける機関・組織・個人は意見を陳述する。

c) 民族評議会・国会の委員会が審議する。

審議中に、監察団の代表は関連事項を補足することができる。

d) 会議の主宰者が当該会議でなされた発言の内容をまとめる。

dd) 必要と判断される場合、民族評議会・国会の委員会が表決を行う。

3. 民族評議会・国会の委員会は、監察結果報告書を国会常務委員会、監察を受ける機関・組織・個人、及び関連する機関・組織・個人に送付する。

4. 監察を受ける機関・組織・個人は、民族評議会・国会の委員会の監察建議を実施する責任を負う。建議を実施しない又は十分に実施しない場合は、民族評議会・国会の委員会は国会常務委員会に報告し、検討・決定を求める。

第 43 条 民族評議会・国会の委員会の会議における説明セッション

1. 民族評議会・国会の委員会は監察計画に基づいて、政府構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長及び関連する個人に対して、民族評議会・国会の委員会の担当分野に属する事項について説明を要求する。

説明セッションの実施、説明内容、実施計画、説明を求められる者は、民族評議会常務会・国会の委員会の常務会が決定するものとする。

説明を求められる者は、民族評議会・国会の委員会の要求に沿って報告・説明する責任を負う。

2. 説明セッションは民族評議会・国会の委員会の会議で行うものとする。

民族評議会、国会の委員会、国会議員、関連する機関・組織・個人、専門家、科学者、政策から影響を受け得る者が説明セッションに招かれ、意見を述べることができる。

3. 民族評議会・国会の委員会の説明内容及び実施計画は説明セッション実施日の 10 日前までに説明を求められる者、民族評議会・国会の委員会の構成員、及び説明セッションに招かれる者に送付されなければならない。

4. 民族評議会・国会の委員会の説明セッションは公開される。ただし、民族評議会常務会・国会の委員会の常務会が別段を決定する場合はこの限りでない。

5. 説明セッションは、以下の手順により実施される。

a) 会議の主宰者が説明事項を挙げた後、説明責任者が説明する。

b) 民族評議会・国会の委員会の構成員、出席の国会議員が説明要求事項を述べる。

c) 説明責任者が要求された事項について説明する。

d) 説明セッションに招かれた機関・組織の代表が意見を述べる。

dd) 会議の主宰者が会議の内容をまとめ、説明事項の結論案を陳述する。

e) 民族評議会・国会の委員会が説明事項の結論案を検討・可決する。表決に際し民族評議会・国会の委員会の構成員総数の過半が賛成した場合、結論は可決されるものとする。

民族評議会・国会の委員会の結論は国会常務委員会、国会議員、説明を求められる者、関連する機関・組織に送付される。

6. 関連する機関・組織は民族評議会・国会の委員会の結論を実施する責任を負う。結論を実施しない又は十分に実施しない場合は、民族評議会・国会の委員会は国会常務委員会に報告し、検討・決定を求める。

第 44 条 国民の不服申立・告発・建議の解決に対する監察

1. 民族評議会・国会の委員会は自らの任務・権限の範囲内で、それぞれの担当分野に属する国民の不服申立・告発・建議に対する解決を監察する責任を負う。

2. 国民から不服申立・告発・建議を受領したとき、民族評議会常務会・国会の委員会の常務会は当該不服申立・告発・建議の内容確認、処理を行う。必要な場合、権限を持つ機関・組織・個人に転送し、検討・解決を求める。

権限を持つ機関・組織・個人は法律の定め期間内に検討・解決し、解決に係る決定を制定した日から 7 日間以内に民族評議会・国会の委員会に報告しなければならない。解決結果に同意しない場合、民族評議会・国会の委員会は直接上級機関・組織の長に対して検討・解決及びその結果の報告を建議する権利を有する。

3. 民族評議会・国会の委員会は、必要な場合、権限を持つ機関・組織・個人に対して報告を求め、関連する機関・組織・個人又は不服申立・告発・建議のあった者に対して民族評議会・国会の委員会が求める説明・情報提供を要求し、テーマ別監察団を設置し、民族評議会・国会の委員会が求める状況確認・調査のために構成員を派遣する権利を有する。

第 45 条 国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票について国会に提案するよう国会常務委員会に建議

1. 監察実施に際して、国会により選出又は承認される職位を有する者が法律違反行為を行い又は割り当てられた業務を十分に遂行しないことにより国家の利益、組織・個人の法的権利・利益に深刻な損害を与えたことを発見したとき、又は国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票について民族評議会・国会の委員会の構成員総数の 2 割以上から書面による建議があるとき、民族評議会常務会・国会の委員会の常務会は民族評議会常務会・国会の委員会に報告し、検討・決定を求める。

2. 民族評議会・国会の委員会は、自らの会議において、以下の手順により信任投票についての建議を検討・決定する。

a) 民族評議会常務会・国会の委員会の常務会が民族評議会・国会の委員会に信任投票についての建議を報告する。

b) 会議に招かれた機関・組織の代表が意見を陳述する。

- c) 民族評議会・国会の委員会が審議する。
- d) 民族評議会・国会の委員会が無記名投票で表決を行う。

民族評議会・国会の委員会の構成員総数の 3 分の 2 が賛成に投票する場合、民族評議会・国会の委員会が信任投票について国会に提案するよう国会常務委員会に建議する。

第 46 条 監察結果の検討における民族評議会・国会の委員会の権限

監察結果に基づいて、民族評議会・国会の委員会は以下の権限を有する。

1. 法律規范文書の訂正、補足、若しくは全体又は一部施行停止又は廃止について、権限を持つ機関・組織・個人に建議する。
2. 民族評議会・国会の委員会の担当分野に属する事項について政府首相、他の政府構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長、国家会計検査院院長、及び関連機関・組織の長に建議する。

建議を受ける者は、建議を受けた日から 15 日間以内に検討し、回答する責任を負う。この期間を過ぎても回答がない場合、又は回答内容に賛同しない場合、民族評議会・国会の委員会は、建議を受けた者が次の国会常務委員会の会合又は国会会期で回答を求めるよう、国会議長に建議する権利を有する。建議を受けた者が省級人民委員会委員長である場合、政府首相が検討するよう提案する。

3. 法律違反行為を迅速に差し止め、当該行為があった者の責任を問い、その者に処分を下し、損害を受けた国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を迅速に回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求する。

第 4 節 国会議員及び国会議員団の監察活動

第 47 条 国会議員の監察活動の内容

1. 国会議員は、以下の活動を通じて監察を行う。
 - a) 本法第 4 条 1 項 dd 号の定める質疑を受ける者を質疑する。
 - b) 法律規范文書、法律施行を監察する。
 - c) 国民の不服申立・告発・建議の解決を監察する。
2. 国会議員は自らで監察活動を行い、又は国会議員団の監察活動に参加する。要求がある場合、地方において国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会の監察団に参加する。

第 48 条 国会議員団の監察活動の内容

1. 国会議員団は、以下の活動を通じて監察を行う。
 - a) 地方における法律施行をテーマ別監察として監察を行う。

- b) 国会議員・国会議員団が既に権限を持つ機関・組織・個人に転送した国民の不服申立・告発・建議に対する解決を監察する。
 - c) 要求がある場合、当該団に属する国会議員から地方において国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会の監察団に参加する議員を指名する。
2. 国会議員団は、当該団に属する国会議員が地方において監察を行うよう調整する。

第 49 条 国会議員・国会議員団の監察計画

国会議員は自らの年次監察計画を作成し、国会議員団に送付する。

国会議員団は国会議員其々の監察計画、国会・国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会の監察計画、地方の実状、省級ベトナム祖国戦線委員会の提案、地方の有権者の意見・建議に基づいて、国会議員団の年次監察計画を作成し、国会常務委員会に報告する。国会議員団は国会議員団としての監察活動を行いながら、国会議員団に属する国会議員が国会議員として自らの監察計画を実施するよう調整する。

国会議員団は毎年、国会議員団の監察計画及び国会議員団に属する国会議員それぞれの監察計画の実施について、国会常務委員会に報告する責任を負う。

第 50 条 国会議員の質疑

- 1. 国会議員は本法第 4 条 1 項 dd 号の定める質疑を受ける者に対して、国会・国会常務委員会の会議で直接又は書面により質疑する権利を有する。
- 2. 質疑内容は具体的かつ明確であり、根拠がある、質疑を受ける者の任務・権限・責任に関連するものでなければならない。
- 3. 国会・国会常務委員会の会議における質疑手順は、本法第 15 条・第 26 条、国会会期規程、国会常務委員会業務規程の定めるところに従うものとする。

国会議員が書面により質疑を受ける者に直接質問する場合、質疑を受ける者は質疑を受領した日から 20 日間以内に書面により質疑した国会議員に回答し、同時に当該回答を国会常務委員会に送付しなければならない。

第 51 条 法律規范文書に対する国会議員の監察

国会議員は法律規范文書の内容を研究・検討する責任を負う。法律規范文書に憲法・法律・国会の決議・国会常務委員会令・国会常務委員会の決議に反する兆候を発見した場合、国会議員は、当該文書の改正、補足、若しくは一部又は全体の施行停止又は廃止について権限を持つ機関・個人に建議する権利を有する。当該文書を制定した機関・個人が建議を実施しない、又は十分に実施しない場合、国会議員は国会常務委員会に報告し、法律の定めるところにより検討・処理を求める。

第 52 条 地方における法律施行に対する国会議員団の監察

1. 国会議員団は、自らの監察計画又は国会・国会常務委員会の要求に基づいて、国会・国会常務委員会の計画から割り当てられる分を実施するために、地方における法律施行に関するテーマ別監察団の設置を決定する。

監察団の監察内容、計画、構成、監察を受ける機関・組織・個人は国会議員団が決定するものとする。

監察の内容・計画は、監察活動を開始する 10 日前までに監察を受ける機関・組織・個人に通知される。

監察団は、国会議員団の団長又は副団長いずれかが監察団長を務め、団員には国会議員団に属する国会議員が最低 3 名参加するものとする。

関連する機関・組織の代表が監察団の活動への参加に招かれることができる。

関連する機関・組織は、招かれる者が監察団の活動に参加できるよう条件を整える責任を負う。

2. 監察団は監察実施に際して以下の任務・権限を有する。

a) 監察団設置決定の定める監察内容・計画のとおりを実施する。

b) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。法律・政策の実施又は地方の住民の経済・社会生活に関する事項を検討・解決する。

c) 必要と判断される事項について検討・確認し、専門家のコンサルティングを受ける。

d) 迅速に法律違反行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを建議し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

3. 監察が終了した日から 10 日間以内に、監察団は監察結果を国会議員団に報告する。

4. 監察事項の性質及び内容に基づいて、国会議員団は監察団の要求・建議を検討し、監察を受ける機関・組織・個人に送付する。

国会議員団が国会・国会常務委員会の監察団から要求を受けて監察を実施する場合、その監察結果を計画のとおり国会・国会常務委員会の監察団に送付する。

第 53 条 地方における法律施行に対する国会議員の監察

1. 国会議員は、自らの監察計画に基づいて地方における法律施行を監察する。

国会議員は監察内容、計画、監察を受ける機関・組織・個人を決定し、国会議員団に報告する。

国会議員団は、国会議員が地方における法律施行を監察するように調整し、監察活動を開始する 10 日前までに国会議員の監察内容・計画を監察を受ける機関・組織・個人に通知し、国会議員が監察活動の実施に必要な経費・手段・他の条件を整え、国会議員をサポートする。

2. 国会議員は監察実施に際して以下の任務・権限を有する。

a) 監察内容・計画のとおり実施する。

b) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、国会議員が求める事情説明を要求する。法律・政策の実施又は地方の住民の経済・社会生活に関する事項を検討・解決する。

c) 必要と判断される事項について検討・確認し、専門家のコンサルティングを受ける。

d) 迅速に法律違反行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置をとることを建議し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

3. 監察が終了した日から 10 日間以内に、国会議員は監察を受ける機関・組織・個人と同時に国会議員団に監察の結論を送付する。

第 54 条 国民の不服申立・告発・建議の解決に対する国会議員の監察

1. 国会議員団は、国会議員が国民と接し、国民の不服申立・告発・建議の解決について権限を持つ機関・組織・個人を監察するよう、調整する責任を負う。

2. 国民から不服申立・告発・建議を受領したとき、国会議員は当該不服申立・告発・建議を検討し、迅速に解決権限を持つ機関・組織・個人に転送し、転送する旨を不服申立・告発・建議のあった者に通知し、解決の進捗を督促・監視・監察する責任を負う。解決権限を持つ者は、法律の定める期限までに国民の不服申立・告発・建議の解決結果について国会議員に通知しなければならない。

不服申立・告発・建議の解決が違法と判断される場合、国会議員は関連機関・組織の長と面会して調査を行い、再検討を要求する権利を有する。必要な場合、国会議員は当該機関・組織の直接上級機関・組織の長に対して解決を求める。

3. 国会議員は、関連する機関・組織・個人又は不服申立・告発・建議のあった者に対して国会議員が求める説明・情報提供を要求し、検討・確認する権利を有する。

第 55 条 情報提供を要求する権利

1. 国会議員は、監察実施に際して、監察事項に関連する機関・組織・個人に対して当該機関・組織・個人の業務に関する情報・資料の提供を要求する権利を有する。

2. 機関・組織の長及び個人は、国会議員から要求を受領した日から 5 日間以内に当該要求に対応する責任を負う。

第 56 条 監察結果の検討における国会議員・国会議員団の委員会の権限

1. 監察結果に基づいて、国会議員・国会議員団は以下の権限を有する。

a) 法律規范文書の訂正、補足、若しくは全体又は一部施行停止又は廃止について、権限を持つ機関・組織・個人に要求・建議する。

b) 方針・政策・法律に関する事項の検討・解決について、権限を持つ機関・組織・個人に建議する。建議を受ける機関・組織・個人は、建議を受けた日から 15 日間以内に検討し、回答する責任を負う。この期間を過ぎても回答がない場合、又は回答内容に賛同しない場合、国会議員・国会議員団は、権限を持つ機関・組織・個人に建議し、検討・解決を求め、同時に国会常務委員会に報告し、検討・決定を求める。

c) 法律違反行為を迅速に差し止め、当該行為があった者の責任を問い、その者に処理を与え、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求する。

2. 前項の定める権利以外、国会議員は、国会により選出又は承認される職位を有する者に対する信任投票について国会に提案するよう国会常務委員会に建議する権利も有する。

第三章

人民評議会の監察

第 1 節 人民評議会の監察活動

第 57 条 人民評議会の監察活動の内容

1. 同級人民評議会常務会、同級人民委員会、同級人民裁判所、同級人民検察院、同級民事判決執行機関の業務報告書、及び本法第 59 条の定める他の報告書を検討する。

2. 本法第 5 条 1 項 dd 号の定める質疑を受ける者の質疑応答について検討する。

3. 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候がある同級人民委員会の決定及び直接下級の人民評議会決議を検討する。

4. テーマ別監察を行う。

5. 人民評議会により選出される職位の者に対する信任度投票・信任投票実施を行う。

第 58 条 人民評議会の監察計画

1. 人民評議会常務会は、人民評議会の各小委員会・人民評議会議員・同級ベトナム祖国戦線常務会の提案及び地方の有権者の建議に基づいて、人民評議会の年次監察計画案を起案し、前年度の年央会期で審議・決定するよう人民評議会に上程する。

人民評議会の各小委員会、人民評議会議員、同級ベトナム祖国戦線常務会及び地方の有権者は、前年度の3月1日までに、人民評議会の監察内容に関する提案・建議を人民評議会常務会に送付する。監察提案・建議に、監察の必要性、内容、範囲、対象を明記しなければならない。

省級人民評議会事務所と県・村級人民評議会の補佐機関が監察提案・建議の収集、とりまとめを行い、人民評議会常務会に報告する。人民評議会常務会は審議し、人民評議会の監察計画案を立案し、人民評議会の年央会期の開会日の10日前までに、審議・決定するよう人民評議会に上程する。

2. 人民評議会は以下の手順により年次監察計画を決定する。

a) 人民評議会常務会が国会の年次監察計画案に関する上程書を陳述する。

b) 人民評議会が審議する。

c) 人民評議会が監察計画の可決について表決を行う。

3. 人民評議会は人民評議会の監察計画の実施について詳細計画を作成し、実施する。ただし、本法第62条の定める場合はこの限りでない。

4. 人民評議会常務会は、次年度の年央会期で人民評議会の年次監察計画の実施結果を報告する。

第59条 報告書の検討

1. 人民評議会は以下の報告書を検討する。

a) 同級人民評議会常務会、同級人民評議会の小委員会、同級人民委員会、同級人民裁判所、同級人民検察院、同級民事判決執行機関の半年及び年次業務報告書

b) 同級人民評議会常務会、同級人民評議会の小委員会、同級人民委員会、同級人民裁判所、同級人民検察院の任期業務報告書

c) 経済・社会に関する人民委員会の報告書、地方における国家予算の実施・決算に関する人民委員会の報告書、汚職対策の実施に関する人民委員会の報告書、節約の実施に関する人民委員会の報告書、犯罪・法律違反对策に関する人民委員会の報告書、有権者の不服申立・告発・建議の解決に関する人民委員会の報告書

d) 法律の定める他の分野における法律施行に関する報告書

dd) 人民評議会常務会の提案に基づく他の報告書

2. 報告書の検討時期は以下のとおりとする。

a) 年央会期と年末会期において、人民評議会は前項 a・c 点の定める報告書を検討・審議する。

b) 任期中の最終会期において、人民評議会は前項 b 点の定める報告書を検討・審議する。

- c) 前項 d・dd 点の定める報告書を検討・審議する時期は、人民評議会常務会の提案に従うものとする。
- 3. 人民評議会の小委員会は、同級人民評議会常務会の指示を受けて、前項の定める報告書を検討・審議する。ただし、人民評議会常務会、人民評議会の小委員会の報告書はこの限りでない。
- 4. 人民評議会は、以下の手順により報告書を検討・審議する。
 - a) 報告書を提出した機関の長が報告書について陳述する。
 - b) 人民評議会の小委員会委員長が審査報告書について陳述する。
 - c) 報告書を提出した機関の長は、人民評議会が求める関連事項について補足して説明することができる。
 - d) 人民評議会が審議する。
 - dd) 人民評議会は報告書を提出した機関の業務に関する決議を制定することができる。
- 5. 決議の内容は本法第 13 条 5 項の定めるところに従うものとする。

第 60 条 人民評議会会期における質疑の実施及びその回答の検討

- 1. 質疑会議の前、人民評議会議員は、質疑事項、質疑を受ける者を質疑票に記し、及び人民評議会常務会に送付する。
- 2. 会期次第、有権者の意見・建議、社会に注目されている問題及び人民評議会議員の質疑票に基づいて、人民評議会常務会は質疑テーマ及び質疑を受ける者について、人民評議会が決定するよう人民評議会に提案する。
- 3. 人民評議会会期において、質疑は以下の手順により行われる。
 - a) 人民評議会議員は質疑事項を述べる。具体的な画像、映像、証拠物により説明情報を提供することができる。
 - b) 質疑を受ける者が人民評議会議員の質疑事項に直接かつ十分に回答しなければならず、代わりに質疑に回答することを他人に委任してはならない。問題にかかる責任、（あれば）対応措置及びその実施期間を明確にする。
 - c) 人民評議会議員が回答内容に同意しない場合、質疑を受ける者が回答するよう再度質疑する権利を有する。
 - d) 質疑事項が責任に属するという他の者も国会議員の質疑に回答するよう、会議に招かれることがある。

質疑事項を述べる時間、回答時間は人民評議会及び人民評議会議員活動規程の定めるところに従うものとする。
- 4. 人民評議会は以下の場合に書面による質疑応答を許可する。
 - a) 会議の質疑テーマに含まれない質疑事項の場合
 - b) 調査・確認が必要な質疑事項の場合

c) 会議の質疑テーマに含まれるが、当該会議において回答されなかった場合

質疑を受ける者は直接文面により回答しなければならない。質疑回答書は、質疑実施日から 20 日間以内に質疑した人民評議会議員、人民評議会常務会に送付される。

回答書を受領した後、人民評議会議員が回答内容に同意しないとき、次の人民評議会会期において審議されるよう提案し、若しくは人民評議会が質疑される者の責任を検討するよう建議する権利を有する。

5. 人民評議会は質疑に関する決議を制定することができる。決議の内容は本法第 15 条 5 項の定めるところに従うものとする。

6. 省級人民評議会の質疑会議はテレビやラジオで生放送される。ただし、人民評議会が別段の旨を決定する場合はこの限りでない。

7. 人民評議会会期開会日の 10 日前までに、質疑を受ける者は、人民評議会の質疑についての決議及び前の会議において誓約した事項の実施に関する報告書を人民評議会常務会に提出する責任を負う。人民評議会常務会は当該報告書を人民評議会議員に送付する。

第 61 条 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候がある法律規范文書の検討

1. 人民評議会は、人民評議会常務会の提案に基づいて、憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同人民評議会の決議に反する兆候がある同級人民委員会の決定、直接下級の人民評議会決議を検討する。

2. 人民評議会は、以下の手順により前項の定める法律規范文書を検討する。

a) 人民評議会常務会が説明書について陳述する。

b) 人民評議会が審議する。

c) 当該法律規范文書を制定した機関の長が関連事項を補足する。

d) 人民評議会が当該文書の検討に関する決議を制定する。

3. 人民評議会の決議は当該法律規范文書が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反するか否かを明確にする。当該決議が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する場合、当該決議の全体又は一部を廃止することを決定する。

第 62 条 人民評議会によるテーマ別監察

1. 人民評議会は、監察計画に基づいて、人民評議会常務会に提案されるテーマ別監察団の設置に関する決議を制定する。

国会のテーマ別監察団の設置に関する決議は、監察の対象・範囲・内容、監察計画、監察団の構成、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものなければならない。

監察団は、人民評議会議長又は副議長のいずれかが団長を務め、団員は人民評議会常務会の委員、人民評議会の小委員会の代表、及び複数の人民評議会議員から成る。同級ベトナム祖国戦線委員会の代表、ベトナム祖国戦線の構成機関の代表も監察団への参加を招かれることができる。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

- a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。
- b) 人民評議会が監察団設置に関する決議を制定した日から 15 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察を受ける機関・組織・個人と直接やり取りを開始する 10 日間前までに監察の日程・監察団の団員名簿を当該機関・組織・個人に通知する。
- c) 監察の内容・計画のとおり監察を行う。
- d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。
- dd) 必要と判断される事項について検討・確認し、専門家のコンサルティングを受ける。
- e) 国家利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。
- g) 監察が終了したとき、監察団は、次の会期で監察結果を人民評議会に報告し、人民評議会の検討を求める。

人民評議会に報告する前に、監察団は監察結果を人民評議会常務会に報告する。

3. 人民評議会は、監察団の報告書を以下の手順により検討する。

- a) 監察団は監察結果について報告する。
- b) 監察を受ける機関・組織・個人は報告・説明する。
- c) 人民評議会が審議する。

審議中に、監察団の代表は関連事項を補足することができる。

d) 国会が監察テーマに関する決議を制定する。テーマ別監察決議の内容は、本法第 16 条 4 項の定めに従うものとする。

4. テーマ別監察についての決議は、監察を受ける機関・組織・個人及び関連する機関・組織・個人に送付される。

第 63 条 人民評議会による信任度投票実施

1. 人民評議会は、以下の職位を有する者に対して信任度投票を実施する。

a) 人民評議会議長、人民評議会副議長、人民評議会の小委員会委員長、省級人民評議会の事務所長

b) 人民委員会委員長、人民委員会副委員長、人民委員会委員

2. 信任度投票は人民評議会会期で以下の手順により実施される。

a) 人民評議会常務会が信任度投票を実施される者の名簿を人民評議会が決定するよう、人民評議会に上程する。

b) 人民評議会が無記名投票の形で信任度投票を実施する。

c) 人民評議会常務会が信任度投票実施の結果承認決議を人民評議会が承認するよう、人民評議会に上程する。

3. 信任度投票を実施された者が人民評議会議員総数の過半によって低信任票と評価された場合、辞職を申し出ることができる。

信任投票を実施された者が人民評議会議員総数の3分の2以上によって低信任と評価された場合、人民評議会常務会が人民評議会に信任投票を提案する。

4. 同条が定める場合以外の人民評議会によって選出される職位を有する者に対する信任度投票実施は、国会の決議が定める期間、時期、手順に沿って行われる。

第64条 人民評議会による信任投票

1. 人民評議会は、以下の場合において人民評議会によって選出される職位を有する者に対して信任投票する。

a) 人民評議会議員総数の3分の2以上から建議がある場合

b) 同級ベトナム祖国戦線委員会から建議がある場合

c) 信任度投票を受けた者が、人民評議会議員総数の3分の2以上によって低信任と評価された場合

2. 人民評議会により選出される職位を有する者に対する信任投票は、以下の手順に従って人民評議会会期で行われる。

a) 人民評議会常務会が人民評議会に対して信任投票について提案する。

b) 信任投票の対象者が自らの意見を述べる。

c) 人民評議会が審議する。

d) 人民評議会が無記名投票の形で信任投票を行う。

dd) 人民評議会常務会が、信任投票結果の承認決議を人民評議会が承認するよう、人民評議会に上程する。

3. 信任投票を受けた者が人民評議会議員総数の過半によって不信任票を投票された場合、辞職を申し出ることができる。辞職しない場合、人民評議会が当該職位に選出するよう推薦する権限

を有する機関又は者は、人民評議会がその者の罷免・解任を検討・決定するよう上程する責任を負う。

4. 同条が定める場合以外の人民評議会によって選出される職位を有する者に対する信任投票は、国会の決議が定める手順に沿って行われる。

第 65 条 監察結果の検討における人民評議会の権限

監察結果に基づいて、人民評議会は以下の権限を有する。

1. 同級人民委員会の決定、直接下級人民評議会の決議を全体又は一部廃止する。
2. 質疑に関する決議を制定する。
3. 人民評議会議長、人民評議会副議長、人民評議会の小委員会委員長、省級人民評議会の事務所長、人民委員会委員長、人民委員会副委員長、人民委員会委員を罷免・解任する。
4. 直接下級人民評議会が国民の利益に深刻な損害を与えた場合、当該人民評議会を解散する。

第 2 節 人民評議会常務会の監察活動

第 66 条 人民評議会常務会の監察活動の内容

1. 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候がある同級人民委員会の決定及び直接下級人民評議会の決議を検討する。
2. 人民評議会閉会中に本法第 5 条 1 項 dd 号の定める質疑を受ける者の質疑応答について検討する。
3. テーマ別監察を行う。
4. 人民評議会常務会会議における説明セッションを実施する。
5. 国民の不服申立・告発の解決を監察する。
6. 有権者の建議の解決を監察する。

第 67 条 人民評議会常務会の監察計画

1. 人民評議会常務会は、人民評議会の監察計画、人民評議会常務会構成員の意見、人民評議会の各小委員会・人民評議会議員・同級ベトナム祖国戦線委員会の提案、及び地方の有権者の建議・意見に基づいて、年次監察計画を決定する。

人民評議会の各小委員会、人民評議会議員、同級ベトナム祖国戦線委員会は、人民評議会の年末会期開会日の 5 日前までに、人民評議会常務会の監察計画に入れるべき監察提案を人民評議会常務会に送付する。監察提案に、監察の必要性、内容、範囲、対象を明記しなければならない。

省級人民評議会事務所と県・村級人民評議会の補佐機関が監察提案・建議の収集、とりまとめを行い、人民評議会常務会に提出する。

2. 年次監察計画は、人民評議会の前年末会期の閉会日から 15 日間以内に、人民評議会常務会が審議・決定するものとする。

人民評議会常務会は以下の手順により年次監察計画を検討・決定する。

a) 省級人民評議会事務所長、村級人民評議会の補佐機関の長が人民評議会常務会の年次監察計画案を上程する。

b) 人民評議会常務会が審議する。

c) 人民評議会常務会が監察計画を可決する。

3. 人民評議会常務会は、可決された監察計画に基づいて、監察計画の各項目の実施を同会委員に割り当て、必要な場合に一部の項目を人民評議会の小委員会に割り当て、当該実施の結果報告を求める。

4. 人民評議会常務会は、人民評議会の次年度の年央会期で自らの年次監察計画の実施結果を報告する。

第 68 条 憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候がある同級人民員会の決定・直接下級人民評議会の決議の検討

1. 人民評議会常務会は、以下の場合のいずれかに該当する、憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候がある同級人民員会の決定・直接下級人民評議会の決議を検討する。

a) 当該法律規范文書に憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候を発見した場合

b) 人民評議会の小委員会、人民評議会議員から提案がある場合

c) 同級人民員会、同級ベトナム祖国戦線委員会から提案がある場合

2. 法制小委員会は、憲法に反する兆候がある法律規范文書に関する提案を審査する責任を負う。

人民評議会の小委員会は、当該小委員会の担当分野に属する、法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候があるものに関する提案の審査を実施又は実施に協力する責任を負う。

3. 人民評議会常務会は、以下の手順により同条 1 項の定める法律規范文書を検討する。

a) 提案があった機関・組織の代表者又は個人が説明する。

b) 人民評議会の小委員会委員長が審査報告書を陳述する。

c) 会議に招かれた機関・組織の代表者が意見を述べる。

d) 当該法律規范文書を制定した機関の長が報告・説明する。

dd) 人民評議会常務会が審議する。

e) 会議の主宰者が結論を述べる。

4. 当該法律規范文書が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反すると判断される場合、人民評議会常務会は、当該文書の改正、補足、若しくは一部又は全体の廃止について当該文書を制定した機関に要求する権利を有する。当該文書を制定した機関が要求を実施しない場合、人民評議会常務会は人民評議会が検討・決定するよう人民評議会に上程する。

第 69 条 人民評議会閉会中に開催される人民評議会常務会会議における質疑の実施及びその応答の検討

1. 人民評議会閉会中に、人民評議会議員は質疑票に質疑事項及び質疑を受ける者を記し、同級人民評議会常務会に送付する。

人民評議会常務会は、会議次第、有権者の意見・建議、社会に注目されている問題、及び人民評議会議員の質疑票に基づいて質疑のテーマ・質疑を受ける者・時間を決定する。

2. 人民評議会常務会会議において、質疑は以下の手順により行われるものとする。

a) 人民評議会議員が質疑事項を述べる。具体的な画像、映像、証拠物により説明情報を提供することができる。

b) 質疑を受ける者が人民評議会議員の質疑事項に直接かつ十分に応答しなければならない、代わりに質疑に回答することを他人に委任してはならない。問題にかかる責任、(あれば)問題点・不備点の解決措置及びその実施期限を明確にする。

c) 人民評議会議員が回答の内容に同意しない場合、質疑を受ける者が回答するよう再度質疑する権利を有する。

d) 当該問題が自らの責任に属する場合、その者も国会議員の質疑に回答するよう、会議に招かれることがある。

質疑事項を述べる時間、回答時間は人民評議会及び人民評議会議員活動規程の定めるところに従うものとする。

3. 人民評議会常務会は以下の場合に書面による質疑応答を許可する。

a) 会議の質疑テーマに含まれない質疑事項の場合

b) 調査・確認が必要な質疑事項の場合

c) 会議の質疑テーマに含まれるが、当該会議において回答されなかった場合

質疑を受ける者は直接文面により回答しなければならない。質疑応答書は、質疑実施日から 20 日間以内に質疑した人民評議会議員、人民評議会常務会に送付される。

回答書を受領した後、人民評議会議員が回答内容に同意しないとき、次の人民評議会常務会会議において審議されるよう人民評議会常務会に提案し、若しくは人民評議会常務会又は人民評議会が質疑を受ける者の責任を検討するよう建議する権利を有する。

第 70 条 人民評議会常務会によるテーマ別監察

1. 人民評議会常務会は、監察計画に基づいてテーマ別監察団の設立を決定する。

テーマ別監察団の設立についての決定は、監察の対象、範囲、内容、計画、監察団員、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものでなければならない。

監察団は、人民評議会副議長又は人民評議会常務会会員 1 名が団長を務め、団員は人民評議会の小委員会の代表、及び複数の人民評議会議員からなる。ベトナム祖国戦線委員会の代表、ベトナム祖国戦線の構成機関の代表も監察団への参加を招かれることができる。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。

b) 人民評議会常務会が監察団設立について決定を制定した日から 15 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察を受ける機関・組織・個人と直接やり取りを始める 10 日間前までに監察の日程・監察団の団員名簿を当該機関・組織・個人に通知する。

c) 監察の内容・計画のとおり監察を行う。

d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。

dd) 必要であると判断される事項について検討・確認し、専門家のコンサルティングを受ける。

e) 国家利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

g) 監察が終了した日から 15 日間以内に、監察団は、人民評議会常務会が検討・決定するよう、監察結果を人民評議会常務会に報告する。

3. 人民評議会常務会は、人民評議会の閉会中に実施する監察活動について人民評議会に報告する責任を負う。

第 71 条 監察団の監察結果の報告

1. 監察団から監察結果報告書を受領した日から 7 日間以内に、人民評議会常務会は以下の手順により当該報告書を検討する責任を負う。

a) 監察団長は報告書を陳述する。

b) 会議に招かれた監察を受ける機関・組織・個人は意見を述べる。

c) 人民評議会常務会が審議する。

審議中に、監察団の代表は関連事項を補足することができる。

d) 会議議長が結論を述べる。

人民評議会常務会の結論は、監察を受ける機関・組織・個人及び関連する機関・組織に送付される。

3. 人民評議会常務会は、監察を受ける機関・組織・個人の建議解決の結果を監視する責任を負う。

4. 必要な場合、人民評議会常務会は、人民評議会が次の会期で監察団の監察結果を検討するよう提案する。

第 72 条 人民評議会常務会会議における説明セッション

1. 人民評議会常務会は、監察計画に基づいて、同級人民委員会委員、同級人民裁判所長官、同級検察院院長に対して人民評議会常務会が求める事項について説明を、関連する個人に対して連帯して説明するよう要求する。

説明セッションの実施、説明内容、実施計画、説明を求められる者は、人民評議会常務会が決定するものとする。

説明を求められる者は、人民評議会常務会の要求に沿って報告・説明する責任を負う。

人民評議会議員は説明セッションに招かれ、意見を述べる。関連する機関・組織・個人、専門家、科学者も説明セッションに招かれ、意見を述べることもある。

2. 人民評議会常務会会議で行われる説明内容及び実施計画は説明セッション実施日の 10 日前までに説明を求められる者に通知される。

3. 説明セッションは公開される。ただし、人民評議会常務会が別段を決定する場合はこの限りでない。

4. 説明セッションは、以下の手順により実施される。

a) 会議の主宰者が説明事項をあげた後、説明責任者が説明を行う。

b) 人民評議会常務会会員、出席の人民評議会議員が説明要求事項を述べる。

c) 説明者が要求された事項について説明する責任を負う。

d) 説明セッションに招かれた機関・組織の代表が意見を述べる。

dd) 会議の主宰者が会議の内容をまとめ、説明事項の結論案を述べる。

人民評議会常務会が説明事項の結論案を検討・可決する。表決に際し人民評議会常務会会員総数の過半が賛成する場合、結論が可決されるものとする。

人民評議会常務会の結論は人民評議会議員、説明を求められる者、関連する機関・組織に送付される。

5. 関連する機関・個人は人民評議会常務会の結論を実施する責任を負う。結論を実施しない又は十分に実施しない場合は、人民評議会常務会は人民評議会に報告し、検討・決定を求める。

第 73 条 国民の不服申立・告発の解決に対する監察

1. 人民評議会常務会は、不服申立・告発に関する法律の施行を監察し、地方における不服申立・告発の解決について監察団を設置し又は人民評議会の小委員会に割り当てる。
2. 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、人民評議会常務会は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある者に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する。当該機関・組織・個人の対応について同意しない場合、人民評議会常務会は直接上級機関・組織の長に対して検討・解決を要求する。

機関・組織・個人は、人民評議会常務会の要求を実施し、解決の決定を制定した日から7日間以内に人民評議会常務会に報告する責任を負う。

第74条 有権者の建議の解決に対する監察

1. 人民評議会常務会は、権限を持つ機関・組織・個人の行う有権者の建議の解決及び当該建議の解決についての報告書の準備を監察し、人民評議会に上程する責任を負う。
2. 人民委員会が有権者の建議の解決結果を報告する。

人民委員会の有権者建議の解決結果についての報告書は、人民評議会常務会により割り当てられる人民評議会の小委員会の審査を受けなければならない。
3. 人民評議会常務会は、以下の手順により有権者の建議の解決についての報告書を検討する。
 - a) 人民委員会の代表が報告書について陳述する。
 - b) 審査機関が審査報告書について発表する。
 - c) 会議に招かれた機関・組織・個人が意見を述べる。
 - d) 人民評議会常務会が審議する。
 - dd) 会議の主宰者が結論を述べる。
4. 人民評議会常務会は、同級人民評議会に上程する有権者の建議の解決結果に対する監察報告書及び有権者の建議の解決に関する決議案の作成について指導する。

第75条 監察活動の指導・調整・連携にあたる人民評議会常務会の責任

1. 人民評議会の各小委員会の監察計画・内容を検討し、コメントする。
2. 人民評議会の各小委員会に対して、それぞれの監察活動が重複しないように監察計画の調整を要求する。
3. 人民評議会・人民評議会常務会の監察計画の一部の実施を人民評議会の小委員会に割り当てる。
4. 毎四半期、監察活動を調整し、監察活動の状況・結果を評価するため、人民評議会の各小委員会の委員長・副委員長と打ち合わせを行う。
5. 監察結果をまとめ、人民評議会に上程する。

第3節 人民評議会の小委員会の監察活動

第76条 人民評議会の小委員会の監察活動の内容

1. 人民評議会・人民評議会常務会に割り当てられる報告書を審査する。
2. 同級人民委員会の決定、直接下級人民評議会の決議を監察する。
3. テーマ別監察を行う。
4. 国民の不服申立・告発・建議の解決を監察する。

第77条 人民評議会の小委員会の監察計画

1. 人民評議会の小委員会は、人民評議会・人民評議会常務会の監察計画及び人民評議会の小委員会委員の意見に基づいて、年次監察計画を作成する。
2. 人民評議会の小委員会の年次監察計画は、人民評議会の小委員会が前年度末に検討・決定するものとする。委員長は監察計画の実施を行う。必要な場合、監察計画を調整することができる。

第78条 報告書の検討

1. 人民評議会の小委員会は、人民評議会会期の開会日の10日前までに、会議を開催し、人民評議会・人民評議会常務会に割り当てられる、本法第59条1項の定める報告書を検討する。
2. 前項の報告書の審査は、以下の手順により行われる。
 - a) 報告書を作成した機関の長が報告書について陳述する。
 - b) 会議に招かれた機関・組織の代表が意見を述べる。
 - c) 人民評議会の小委員会が審議する。
 - d) 報告書を作成した機関の長が補足して説明する。
 - dd) 会議議長が結論案を述べる。必要と判断される場合、人民評議会の小委員会が表決を行う。
3. 人民評議会の小委員会の審査報告書は、同級人民評議会・人民評議会常務会に送付される。

第79条 法律規范文書の監察

1. 人民評議会の小委員会は、自らの任務・権限の範囲内で、人民委員会決定の制定、直接下級人民評議会の決議の制定を常時監視する責任を負う。
2. 前項の定める法律規范文書が憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する文書であることを発見した場合、人民評議会の小委員会は当該文書を制定した機関に、当該文書の改正、補足若しくは一部又は全体廃止を要求する権利を有する。

要求を受領した日から30日間以内に、当該文書を制定した機関は解決について人民評議会の小委員会に報告しなければならない。この期限を過ぎても回答がない又は十分に解決されない場合、人民評議会の小委員会は人民評議会常務会に建議し、検討・決定を求める。

第 80 条 人民評議会の小委員会によるテーマ別監察

1. 人民評議会の小委員会は、自らの監察計画に基づいてテーマ別監察団を設置する。或いは、マスコミュニケーション又は有権者の意見・建議の解決の監察を通じて法律違反の兆候を発見した場合、若しくは人民評議会・人民評議会常務会に割り当てられる場合に、テーマ別監察団を設置する。

監察団の設置についての決定は、監察の対象、範囲、内容、計画、監察団員、監察を受ける機関・組織・個人を明確にするものでなければならない。

監察団は、人民評議会の小委員会の委員長又は副委員長が団長に務めて、団員は民族評議会又は人民評議会の小委員会委員、及び複数の人民評議会議員から成る。ベトナム祖国戦線委員会の代表、ベトナム祖国戦線の構成組織の代表も監察団への参加を招かれることができる。

2. 監察団は、以下の任務・権限を有する。

a) 監察を受ける機関・組織・個人の報告の基礎となる監察項目を作成する。

b) 監察団設置についての決定を制定した日から 15 日間以内に監察の内容・計画・項目を、監察活動を開始する 10 日前までに監察の日程・監察団の団員名簿を監察を受ける機関・組織・個人に通知する。

c) 監察の内容・計画のとおり監察を行う。

d) 監察を受ける機関・組織・個人に対して、書面による報告、監察内容に関する情報・資料の提供、監察団が求める事情説明を要求する。

dd) 必要と判断される事項について検討・確認し、専門家のコンサルティングを受ける。

e) 国家利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、監察団は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求し、権限のある機関・組織・個人に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する権利を有する。

g) 監察が終了した日から 10 日間以内に、監察団は、人民評議会の小委員会に監察結果を報告しなければならない。

第 81 条 監察団の報告書の検討

1. 監察事項の性質及び内容に基づいて、人民評議会の小委員会は会議を開いて、以下の手順により監察団の報告書を検討・審議する。

a) 監察団長は報告書を陳述する。

b) 会議に招かれた監察を受ける機関・組織の代表又は個人は意見を述べる。

c) 人民評議会の小委員会が審議する。

- d) 会議議長が結論を述べる。必要と判断される場合、人民評議会の小委員会が表決を行う。
- 2. 人民評議会の小委員会の監察結果報告書は必要な措置の建議を明確にするものでなければならない。
- 3. 人民評議会の小委員会の監察結果報告書は人民評議会常務会、人民評議会、監察を受ける機関・組織・個人に送付される。
- 4. 人民評議会の小委員会は、監察を受ける機関・組織・個人の建議解決を監視する責任を負う。

第 82 条 国民の不服申立・告発・建議の解決に対する監察

- 1. 人民評議会の小委員会は、不服申立・告発に関する法律の施行を監察し、地方における不服申立・告発の解決について監察団を設置する。
- 2. 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、人民評議会の小委員会は、迅速に当該行為を差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、権限を持つ機関・組織・個人に対して必要な措置を講じるとを要求し、権限のある者に対して法律の定めるところにより違反行為を行った機関・組織・個人の責任を問い、処分を要求する。当該機関・組織・個人の対応について同意しない場合、人民評議会の小委員会は直接上級機関・組織の長に対して検討・解決を要求する。

機関・組織・個人は、人民評議会の小委員会の要求を実施し、解決決定を制定した日から 7 日間以内に人民評議会常務会に報告する責任を負う。

第 4 節 人民評議会議員及び人民評議会議員組の監察活動

第 83 条 人民評議会議員及び人民評議会議員小グループの監察活動の内容

- 1. 人民評議会議員は、以下の活動を通じて監察を行う。
 - a) 本法第 5 条 1 項 dd 号の定める質疑を受ける者に対し質疑する。
 - b) 同級人民員会の決定、直接下級人民評議会の決議を監察する。
 - c) 地方における法律施行を監察する。
 - d) 国民の不服申立・告発・建議の解決を監察する。
- 2. 省級・県級人民評議会議員組は、地方における憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議の施行、又は人民評議会・人民評議会常務会に割り当てられる事項について監察し、人民評議会議員が監察活動を行うよう調整する。

第 84 条 人民評議会議員の質疑

- 1. 人民評議会議員は、本法第 5 条 1 項 dd 号の定める質疑される者に対して、人民評議会・人民評議会常務会の会議で直接又は書面により質疑する権利を有する。

2. 質疑内容は具体的かつ明確であり、根拠がある、質疑を受ける者の任務・権限・責任に関連するものでなければならない。
3. 人民評議会・人民評議会常務会の会議における質疑手順は、本法第 60 条・第 69 条、人民評議会及び人民評議会議員活動規程の定めるところに従うものとする。

第 85 条 法律規范文書に対する監察

1. 人民評議会議員は同級人民員会の決定・直接下級人民評議会の決議の内容を研究・検討する責任を負う。
2. 法律規范文書に憲法・法律・上級国家機関の法律規范文書・同級人民評議会の決議に反する兆候を発見した場合、人民評議会議員は、当該文書の改正、補足、若しくは一部又は全体の施行停止又は廃止について権限を持つ機関・組織・個人に要求する権利を有する。

第 86 条 地方における法律施行に対する監察

1. 人民評議会議員は地方における法律施行を常時監視・監察する。
2. 人民評議会議員小グループは、人民評議会議員が当該議員を選出した地区における法律施行を監察するよう調整する。
3. 人民評議会議員小グループは以下の任務・権限を有する。
 - a) 監察活動を開始する 7 日前までに、監察内容・計画を監察を受ける機関・組織・個人に通知する。
 - b) 関連する機関・組織・個人を監察への参加に招く。
4. 人民評議会議員は、監察実施に際して以下の任務・権限を有する。
 - a) 監察内容・計画のとおり実施する。
 - b) 国家の利益、組織・個人の法的権利・利益を害する法律違反行為を発見したとき、人民評議会議員は、当該行為を迅速に差し止め、損害を被った国家の利益及び組織・個人の法的権利・利益を回復するよう、関連する機関・組織・個人に対して必要な措置を講じることを要求する権利を有する。当該機関・組織が実施しない場合又は人民評議会議員がその実施に同意しない場合、人民評議会議員は、直接上級の機関・組織に対して検討・解決を要求する権利を有する。
 - c) 監察が終了した日から 10 日間以内に、人民評議会議員は監察結果を同級人民評議会常務会に報告する。

第 87 条 国民の不服申立・告発・建議の解決に対する監察

1. 国民から不服申立・告発・建議を受領したとき、人民評議会議員は当該不服申立・告発・建議を研究し、迅速に解決権限を持つ機関・組織・個人に転送し、解決の進捗を督促・監視・監察し、不服申立・告発・建議のあった者に通知する責任を負う。

2. 解決権限を持つ者は、法律の定める期限までに国民の不服申立・告発・建議を検討・解決し、その結果を書面により人民評議会議員に通知しなければならない。解決に同意しない場合、人民評議会議員は、解決権限を持つ者又はその者の直接上級機関・組織の長と面会し、解決を要求し、或いは権限を持つ機関に報告し、処理を求める権利を有する。

第4章

監察活動の保障

第88条 監察活動の実施の保障

1. 国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会議員組、及び人民評議会議員は、監察計画・内容を実施する責任を負う。

国会議員、人民評議会議員は自らが団員である監察団に十分に参加する責任を負う。

2. 監察を行う者は、法律の定めるところにより、必要な場合に意見を聴取し、評価を要求する権利を有する。

3. 関連する組織・個人、専門家は、監察計画・要求に従って監察活動に参加する責任を負う。

関連する機関・組織・個人は、監察を行う者に情報・資料を提供する責任を負い、提供する情報・資料の正確性・客観性について責任を負う。

4. 監察を受ける機関・組織・個人は、本法律第7条・第8条の定める権利・責任を実施する。

5. 報道機関は、法律の定めるところによりアクセスし、監察活動について報道する権利を有する。

第89条 監察結論・建議の実施の保障

1. 監察内容・計画、監察結果報告書、監察についての決議、結論、監察建議及び監察結論・建議の実施結果は、監察を行う機関のポータルサイト又はマスコミュニケーションに掲載しなければならない。ただし、法律の定める国家機密の場合は、この限りでない。

2. 国会、国会常務委員会、人民評議会の監察についての決議は施行強制力を持つものとする。

3. 国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会議員組、及び人民評議会議員は、監察についての決議・結論・建議の実施を監視・催促する責任を負う。監察を受ける機関・組織・個人が決議・結論・建議を実施しない又は正しく実施しない場合、権限の範囲内で処理し、又は処分の権限を持つ機関に建議する。

第90条 国会、人民評議会の監察活動にかかる経費の保障及び実施の補佐

1. 国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会の議員小グループ、及び人民評議会議員の管轄活動に係る経費は、国家予算が担うものとする。
2. 自らの任務・権限の範囲内で、国会事務局、国会議員団事務所、省級人民評議会事務所、県級人民評議会・人民委員会事務所、村級人民評議会の補佐機関は、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会の議員小グループ、及び人民評議会議員の行う監察活動の物質的条件を保障し、補佐する責任を負う。
3. 関連する機関・組織・個人は、自らの任務・権限の範囲内で、国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、国会議員、人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各小委員会、人民評議会議員組、及び人民評議会議員の行う監察活動の補佐に協力し、監察活動が円滑に行われるよう条件を整備する責任を負う。

第 5 章

附則

第 91 条 施行効力

1. この法律は、2016 年 7 月 1 日から施行効力を持つ。
2. この法律が発行した日から、第 05/2003/QH11 号の国会の監察活動法が失効するものとする。

この法律、2015 年 11 月 20 日にベトナム社会主義共和国第 13 期国会の第 10 回会期において可決された。

国会議長

グエン・シン・フン